

むつ市議会第236回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成30年6月18日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）5番 横 垣 成 年 議員

（2）23番 菊 池 光 弘 議員

（3）11番 佐 賀 英 生 議員

（4）14番 中 村 正 志 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	野 呂 泰 喜	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	佐 賀 英 生	12番	富 岡 修
13番	大 瀧 次 男	14番	中 村 正 志
15番	濱 田 栄 子	16番	浅 利 竹 二 郎
17番	佐々木 肇	18番	齐 藤 孝 昭
19番	富 岡 幸 夫	21番	川 下 八 十 美
22番	半 田 義 秋	23番	菊 池 光 弘
24番	岡 崎 健 吾	25番	鎌 田 ち よ 子
26番	白 井 二 郎		

欠席議員（1人）

20番	村 中 徹 也
-----	---------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	鎌 田 光 治
副 市 長	川 西 伸 二	教 育 長	氏 家 剛 人
公 営 企 業 者 管 理 者	花 山 俊 春	代 査 委 員	齊 藤 秀 一
選 挙 管 理 委 員 長	畑 中 政 勝	農 業 委 員 長	立 花 順 一
総 務 部 長	村 田 尚	企 画 政 策 長	吉 田 和 久
財 務 部 長	吉 田 真	財 務 部 務 監	赤 坂 吉 千 代
民 生 部 長	中 里 敬	福 祉 部 長	瀬 川 英 之
健 康 推 進 部 長	徳 田 暁 子	子 ども 部 長	須 藤 勝 広
経 済 部 長	三 上 達 規	都 市 整 備 長	光 野 義 厚
川 内 庁 舎 長	二 本 柳 茂	大 畑 庁 舎 長	坂 井 隆

計者部部長	樹	秀	中	畑	之	一	田	浜	沢長部口ン監
員長	子	々	澤	金	一	賢	田	濱	野所プロヨ
部長	勇		谷	松	雄	節	藤	佐	舎済イシ進
部長	力		本	角	芳	重	谷	濱	協庁経シモ推
部長	悦	孝	藤	佐	郎	治	藤	伊	選委事
部長	之	政	山	樋	郎	智	村	中	農委事經理
部長	子	士	谷	千	久		村	中	業長道長
部長	一	洋	原	小	也	達	浜	金	部事長長
部長	顯	正	田	和	郎	尚	下	木	部策監業会局長
部長	治	秀	橋	石	則	義	戸	一	育会局策監長
部長	男	昭	村	中	雄	義	内	飛	画部策監整長
部長	涉		中	畑	行	正	中	畑	部事長
部長									部策監業会局長
部長									部事者長
部長									市部策監画長
部長									育会局事育長
部長									画部一長
部長									部管長
部長									部光課幹
部長									部策監業会局長
部長									育会局策監長
部長									画部一長
部長									部管長
部長									部光課幹

教育委員会
事務局
主任

財政部
主任

総務部
主任

総務部
主任

中居春雄

金田貴裕

井戸向秀明

中村善光

総務部
主任

都整部
主任

総務部
主任

秋田浩克

長内誠

畑中佳奈

事務局職員出席者

事務局長
総括主任
主任

東雄二
奥本聡志
堂崎亜希子

次長
主任
主任

伊藤泰成
葛西信弘
井田周作

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（白井二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（白井二郎） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（白井二郎） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（白井二郎） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、横垣成年議員、菊池光弘議員、佐賀英生議員、中村正志議員の一般質問を行います。

◎横垣成年議員

○議長（白井二郎） まず、横垣成年議員の登壇を求めます。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） おはようございます。日本共産党、横垣です。むつ市議会第236回定例会に当たり一般質問を行います。むつ市長を初め理事者におかれましては、前向きのご答弁、よろしくお願いたします。

さて、米朝首脳会談が12日に行われました。シンガポールのストレイツ・タイムズ紙は「First

step on long road to peace」、平和への長い道の第1ステップという見出しで特集を組みました。金委員長が、「我々は核兵器を持っているぞ」と言うと、トランプ大統領は、「僕のほうはもっと大きい核兵器を持っている」など、小学生以下のやりとりが世界をはらはらさせました。会談の直前には、トランプ大統領は「会談はやらない」と言ったりもしました。その2人が会談を行い、握手をして平和への歩みを始めたのであります。

米朝の対話に対し、米国初め中国、ロシア、EUなどが後押しをしました。対話のための対話は意味がない、圧力で対応すべきと主張してきた安倍首相は、世界の蚊帳の外に置かれたようであります。早速日本の一部に、「米朝会談は具体性に乏しい」などの懐疑的、否定的論調が出ました。その論調は、非核化と安全の保障を米朝が相互に約束し、朝鮮半島に永続的で安定した平和体制を構築することを宣言した今回の会談の持つ歴史的意義を理解していないものと言われております。

ちなみに、大門実紀史参議院議員の資料によると、アメリカの軍事費は世界1位で70兆円、日本は5.2兆円、北朝鮮は23番目の0.6兆円であります。アメリカの100分の1、経済力は国民総所得GNIで言うと、アメリカは1,900兆円、日本は540兆円、北朝鮮3.9兆円であります。アメリカの1,000分の2であります。東京は60兆円、北朝鮮は鹿児島県、愛媛県、滋賀県と同じくらいの経済規模だそうでございます。北朝鮮は、いかに軍事的にも経済的にも小さい国かということであります。その小さい国が世界一の大国アメリカと対等に対話をし、首脳会談では非核化と安全の保障を約束し、宣言をしたのであります。

平和憲法を変えるのではなく、平和憲法を生かし、武力でなく対話を重視し、世界の平和に貢献する日本となることを願ひ一般質問に入ります。

質問の1点目、公共交通についてであります。

コミュニティバスについてお聞きいたします。車が普及していない間は、駅とかバス停の周辺にまちがつくられていきました。経済の発展とともに車社会となり、まちがどんどん郊外へと広がりました。そして、高齢化という状況です。免許証の返上などで交通弱者が多くなっていると思われる現在、むつ市は交通弱者についてどのような認識をしているのでしょうか。そして、交通弱者の要望に応えるような公共交通はどうあるべきと市は考えているのかお聞きいたします。

私は、バスが来なくなった、何とかしてほしいという市民の声を聞くに連れ、民間任せの公共交通ではもはや限界なのではと考えております。そこで、交通弱者対策として、むつ市が直接運営主体となってコミュニティバスの運行を実施すべきではないかと考えております。

金沢市の隣の野々市市では、ワンコイン100円という低料金での循環バス、コミュニティバスを運行しております。むつ市も同様の循環バス、コミュニティバスの運行を実施すべきでないでしょうか。例えばルートであります。市役所を起点として国道338号バイパスを北へ向かい、柳町ユニバースを通り、国道279号バイパスを右折、苦生小学校の横を通り、県道赤川下北停車場線を右折し下北駅に向かい、中央交差点を左折、大湊駅を通り、国道338号バイパスを右折し、運動公園を通り、終点の市役所というルートを循環するコミュニティバスを運行すべきではないでしょうか、お聞きいたします。

質問の2点目、市税についてであります。市税の納期8期から10期にすべきことについてであります。合併前は、10期でありました。合併後8期となりました。市民から、8期となり、何とか我慢してやってきたが、やはり1回1回の支払いがきつい、何とか10期に戻してほしいという声がありました。10期に戻し、少しでも市民が払いやす

いようにすべきでないでしょうか、お聞きをいたします。

質問の3点目、施設管理についてであります。新電力との契約検討についてです。2016年に電力自由化となりました。新電力に移行すると、大体1割安くなると言われております。例えば年間100万円の電気料が90万円になるということがあります。大口で消費する事業者は、新電力に移行していると聞いております。むつ市もぜひ新電力に切り替え、経費の節約に努めるべきと考えます。むつ市は、新電力との契約を検討したと思いますが、その経緯、結果をお聞きいたします。

質問の4点目、原子力についてであります。まず、東通原発など原子力施設の危険性についてであります。福島第一原子力発電所事故から7年が経過いたしました。まだ10万人以上が故郷に戻ることができないようであります。政府は、3月15日現在、避難者数4万9,360人と激減したとしております。政府の数字は、避難先で自宅を確保した人とか、自主避難している人などを除外した数字であります。住んでいた人が住めなくなった人の被害実態は実際は11万人前後と言われております。10万人以上に影響を及ぼした原発事故の未曾有の危険性と恐ろしさは決して忘れてはならないものであります。東通原発など原子力施設の危険性を市はどのように認識しているかお聞きをいたします。

次に、使用済核燃料中間貯蔵施設についてであります。使用済核燃料中間貯蔵施設に関し、関西電力の出資云々という報道の動きについてであります。むつ市は、国、県、事業者、関西電力に対しどのような動きをしたのか。また、使用済核燃料中間貯蔵施設と関西電力に関する市民への説明会を開催すべきと考えますが、お聞きをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。横垣議員のご質問にお答えいたします。

いただいたご質問につきましては、それぞれいづれも担当部長及び税務調整監からの答弁とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） 横垣議員の公共交通についてのご質問にお答えいたします。

まず、交通弱者についての市の認識についてですが、交通弱者とは一般的には運転免許を持たない高齢者の方や障害をお持ちの方、学生など、日常生活において移動手段に限られる方々を指すものと認識しております。こうした方々にとって公共交通は、生活の足として必要不可欠であり、その維持、確保及び利用しやすいサービスの提供が求められているところであります。

こうしたことから、市といたしましても、国の地域公共交通確保維持改善事業により、市町村をまたがる幹線的バス路線に対して路線維持に向けた国、県との協調補助を行っておりますほか、路線バスが廃止された後の廃止路線代替バスとして、脇野沢地区における九艘泊線及び源藤城線、川内地区における川内一湯野川線に対しましては、市単独の補助を行っております。また、大畑の葉研線が廃止された後には、デマンドタクシーを運行委託し、生活の足の確保に努めてきたところであります。

次に、公共交通はどうあるべきかについてですが、公共交通とは交通分野の課題にとどまらず、まちづくり、観光、福祉等のさまざまな分野と密接なかかわりがありますことから、地域全体を見渡したうえで、利便性の高い公共交通ネットワークの形成を検討する必要があるものと考えております。

次に、交通弱者対策として、むつ市が運営主体となってコミュニティバスを運行することについてであります。コミュニティバスは既存のバス路線を補完し、これと一体となり、当該地域の公共交通ネットワークの一部を形成するものであります。

コミュニティバスの導入に当たっては、交通事業者の採算性の確保、バス利用者の効果的な利用を考慮し、路線、区域、運行時刻等において、路線バスとの整合性を図るよう十分留意する必要がありますものと考えております。

さらに、運行に当たっては、交通事業者において、新たに車両やドライバーの確保が必要となりますことから、交通事業者との協議が必要となるほか、運行経費としての新たな財政負担についても十分な検討を加える必要があるものと考えております。

したがって、コミュニティバスの導入、運行については、これらのことを踏まえて、総合的に研究してまいりたいと存じます。

なお、本年3月には下北地域5市町村で組織されております「下北地域公共交通総合連携協議会」において、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにし、マスタープランとしての役割を果たす「下北地域公共交通網形成計画」を策定しております。計画では、既存路線の見直しを含めたむつ市街地での循環路線の導入について検討することとしております。

今後におきましても、むつ市総合経営計画の施策に位置づけられております「公共交通の確保」に向けて、さまざまな手法について、幅広い視野で検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、原子力についてのご質問の1点目、東通原発など原子力施設の危険性についてのご質問にお答えいたします。

まず、事故を防止するために必要な安全対策については、起こり得る事態を想定したうえで、原子力施設に限らずさまざまな施設、器具などに施されているとされています。特に原子力施設について申し上げますと、東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故は多くの方々がおぼろげさを追われることとなった大変不幸な出来事であり、二度と繰り返されてはいけないものだということが大前提であります。そして、この事故を収束させ、乗り越えることで、失われた原子力エネルギー政策への信頼を回復することが国及び事業者の責任であります。

このような状況にあって、事故に対する反省と教訓、世界の知見を踏まえて定められたのが新規規制基準であり、現在各所で新規規制基準適合性に係る審査が実施されております。

新規規制基準は、原子力施設の設置や運転等の可否を判断するためのものでありますが、これを満たしたとしても、原子力の安全対策に終わりはなく、常により高いレベルのものを目指し、さらなる安全確保に向けた不断の努力が事業者には常に求められているものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、原子力についてのご質問の2点目、使用済燃料中間貯蔵施設についてのご質問にお答えいたします。まず、使用済燃料中間貯蔵施設に関する関西電力の出資という報道に対して市は、国、県、事業者にどのように対応したかということについてではありますが、答弁の内容が先日14日の行政報告と一部重複いたしますことをご了承賜りたいと存じます。

今回の発端は、6月2日、関西電力株式会社が当市の使用済燃料の中間貯蔵施設に出資する方向で最終調整をしており、福井県にある同社の3原発の使用済燃料を搬入し、一時保管する目的で新たに出資のためのファンド設立を検討していると

いう共同通信社からの配信報道があり、6月3日には地元紙である東奥日報社、デーリー東北新聞社、河北新報社の新聞紙面において本件が1面などで大きく掲載され、さらに全国の多くの新聞で同様の記事が掲載されたことにあります。

本年1月にも、関西電力株式会社が福井県にある同社の3原発から出た使用済燃料をむつ市の中間貯蔵施設に搬入し、一時保管する方針を固めたとの報道があり、繰り返されるこれらの報道が事実であるならば、立地地域である当市の理解を得ることなく、一部事業者の意向によって国策が歪められ、変貌していく事実を意味するものであり、当市としては到底受け入れられるものではないと判断いたしました。

このようなことから、本件に対して真相を究明する必要があると判断し、6月4日、一連のプロセスの透明性と公正を期すため、原則として全職員に対し、関係事業者への接触の一切を禁じるとともに、本件の説明以外での市役所への出入りを禁止とする措置を講じたところであります。

また、これに基づき6月5日には、市長が経済産業省資源エネルギー庁日下部長官のもとを訪れ、使用済燃料の中間貯蔵に係る事業について、国の基本的な認識を確認したところであります。

日下部長官からは、この事業の推進には地元の理解が大前提であること、地域に断りなく事業者の意向をもって進めるべきではないこと、そして国の責任のもと、事業者に対する指導を徹底するとの発言がありました。

6月7日には、青森県庁において鎌田光治副市長が佐々木副知事と面会し、当該事業は地元との信頼関係や協力関係のもと進めていくことが大変重要であり、報道の事実について青森県は承知していないことを確認したところであります。

6月8日には、東京電力ホールディングス株式会社、日本原子力発電株式会社、リサイクル燃料

貯蔵株式会社の3事業者に、報道機関に公開する形で本件に関する説明を求めています。

東京電力ホールディングス株式会社、宗常務執行役からは、「一連の報道について、当社として一切聞いておらず、承知もしていない。中間貯蔵事業は、地元の理解なくして成り立たないと考えている。これからも地域との信頼関係が大前提であり、地元最優先で進めていきたい」との説明がありました。

日本原子力発電株式会社、村松取締役社長からは、「このような話は私どもは一切伺っていない」「いかなることがあっても、この協定の基本的な考え方、基本精神を遵守していく」「協定内容の変更は、事業者の一存で決してできないと認識しているし、地元の皆様と協力して進めてまいります」との説明がありました。

そして、リサイクル燃料貯蔵株式会社、坂本代表取締役社長からは、「一連の報道により、市長、むつ市民の皆様、そして地域の多くの皆様が事業に懸念、心配、不信感を持っていることに申しわけなく思う」「当社は一切聞いておらず承知していない」「私どもの事業は、地域の皆様と一緒に歩ませていただいていた歴史があり、その上で、地域の皆様から深いご理解、ご支援、ご協力をいただき、むつ市関根地区で事業をさせていただいている。地域の皆様のおかげである」「今後とも、むつ市としっかり相談させていただきながら、事業を進めていく」との説明がありました。

こうした経緯を踏まえ、6月11日、白井議長に中間的にご報告させていただいた際、「関西電力株式会社に対しても事実関係を確認したほうがよい」とのアドバイスをいただき、同日関西電力株式会社に対して公開での質問状を送付いたしました。

関西電力株式会社からは、6月12日付で、「福井県外での中間貯蔵施設の立地地点確保に向け、

あらゆる可能性を検討し、鋭意取り組んでいるところですが、弊社が使用済燃料を青森県むつ市の中間貯蔵施設に搬入し一時保管する方針を固めた事実は一切なく、むつ市の中間貯蔵施設に出資する方向で調整をしている事実も一切ありません。また、当該出資のためのファンド設立を検討している事実も一切ありません」との回答があったところであります。

関係する全ての事業者等が報道について一切ないと否定したことを受け、報道そのものが事実誤認である可能性も視野に入れ、6月11日に、本件を配信した共同通信社に対し、記事の根拠について、公開で質問状を送付いたしました。

これを受け、共同通信社からは、6月13日付で、「記事の内容は十分な取材に基づいています。取材源などについては申し上げられないことをご理解ください。関西電力などの反論については、コメントする立場にありません。この問題については、今後も取材を継続してまいります」との回答があったところです。

以上のとおり、市といたしましては、国、青森県、関係事業者の全てに対してヒアリングなどを実施し、事実関係がないこと、また一方で共同通信社から報道の根拠が示されなかったことから、今回の一連の報道にあったような事実については確認できず、報道のような事実はないと認識せざるを得ないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、使用済燃料中間貯蔵施設と関西電力に関する市民への説明会開催についてでございますが、先ほど前段でご説明いたしましたとおり、このことは既に広く報道されていることに加え、今回の件については先般の行政報告をもって市民の皆様へのご報告とさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤坂吉千代） 市税についてのご質問、納期を8期から10期にすべきことについてお答えいたします。

市税の納期は、市民税、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税ともに6月から翌年1月までの8期としております。納期の設定の経緯につきましては、平成17年の市町村合併における協議において、旧むつ市が10期、旧大畑町が6期、旧川内町と旧脇野沢村が4期と4市町村の納期の相違について検討、調整を経て8期に決定されたものであります。これまで13年が経過し、市民の皆様には納期8期が定着しているものと考えております。

県内他市の状況は、市民税、固定資産税については当市以外の9市全て4期となっており、国民健康保険税については、当市と同様の8期が6市、9期が3市となっております。このように、市民税、固定資産税、国民健康保険税ともに8期としているのは当市のみとなっており、これにより1期当たりの納付額が低く抑えられ、さらに納期を全て8期に統一することで、月々の納付額の平準化が図られるなど、納税者の皆様の負担の軽減につながっていると認識しておりますので、現在の納期を継続してまいりたいと考えております。

また、何らかの事情により納付にお困りの方に対しましては、納税者の実情等を考慮した対応に努めておりますほか、毎月25日から月末まで、夜間及び休日における納付の受け付けや納税相談窓口を開設しております。

市といたしましては、むつ市総合経営計画における「財政の健全化」を推進するため、財源の確保、徴収対策の強化に努めているところでありますが、今後もより納税しやすい、より相談しやすい環境づくりに取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） 施設管理についてのご質問、新電力との契約検討についてお答えいたします。

電気の供給につきましては、かつては各地域の電力会社だけが販売しておりましたが、平成12年3月に特別高圧の電力小売自由化がスタートし、それ以降段階的に自由化が進められ、平成28年4月からの電気小売全面自由化に伴い、電気事業へ新規に参入する会社、いわゆる新電力が増加したところであります。

この新電力の参入に伴い、各家庭にとりましては多くの電気料金プランの選択肢が広がり、より安い電力会社が見つければ、電力会社を乗りかえるということも可能となったところであります。

ご質問の新電力との契約の検討につきましては、むつ市総合経営計画に掲げた「財政の健全化」の推進のため、各種財源対策に取り組んだところでありまして、その中の一つとして電気料金の削減に向け、調査、検討を行ったところであります。

調査の結果、新電力からは本庁舎の電気料は平成27年度実績から約7%程度の削減が可能であるとの提示がされましたが、公共施設における電気に関する契約先につきましては、以下の点を含め、慎重に検討いたしました。

まず、電気を長期的に安定供給できること、また災害時における万全な対応ができる体制が整っていることも課題となります。加えて、地域への貢献や地域活性化への取り組み等、総合的に判断する必要があるものと考えております。

価格優先で新電力と契約した結果、契約した事業者の撤退などにより契約先の変更を余儀なくされたり、電気料金がかえって増額してしまった事例などもあります。一方、東北電力株式会社につきましては、当市に営業所を有しており、これまでも電気の安定供給に努めていただいておりますし、災害時の万全な体制が確立されておりますこ

とに加え、当市に対しまして、街路灯のご寄附や育英基金へのご寄附のほか、花咲か大作戦では営業所の皆様の多数の参加や大湊水源池公園及び早掛沼公園への鳥獣防止器のご寄附、またまさかりレガッタへの参加など、地域貢献、地域の振興、発展のために多大なるご尽力をいただいているところであります。

このようなことから、新電力は若干安価になるとはいえ、価格面以外も含め総合的に判断すると、東北電力株式会社に優位性があるものと判断し、現在東北電力株式会社と契約しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 再質問は、順不同になることをお許し願いたいと思います。

まず再質問ですが、公共交通についてであります。今後いろいろ総合的に循環バスも含めて検討するというふうな答弁でございましたが、実際今民間の公共交通というところになっているのですが、壇上でも言いましたけれども、以前通っていたバスが通らなくなったとか、やはり足がないので、どうしても家に閉じこもってしまうだとか、そういういろんな声を聞いております。そういう意味では、これから公共交通というものを考える場合、公共施設へのアクセスだとか医療機関、あと教育施設、買い物できる場所へのアクセス、飲食できる場所へのアクセス、あとむつ市の場合ハローワークがぼんと離れていて、ハローワークで仕事を探す人は車がない人が結構多い、そういう方が行く手段がないとか、そういう声はかなり聞こえております。そういう意味での公共施設をしっかりカバーするような、そういう公共交通というのを、完全にはいかないと思いますけれども、7割、8割ぐらいカバーするような、そういう公共交通を目指してほしいなと思います。そういう点で、この公共施設だとか医療機関、そういった

ものが、きちんとこれから整備する際、検討する際、そこら辺は位置づけられているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（白井二郎） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

現在でもむつ総合病院等へ循環、寄る部分がございます。また、ご提案の公共施設へのアクセスのカバーということでは、今後の下北地域公共交通網形成計画において十分検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 交通弱者をどのように認識しているかということについては、高齢者だとか学生、免許証を返上した人、そういうふうな形で認識しているような答弁がありましたが、この公共交通というのは、1つは高齢者福祉施策という位置づけがかなり大きい形で実施している自治体があるというふうに私は調べております。壇上で言った野々市市なんかは、まさにそうですね。

そういう意味では、高齢者福祉施策の位置づけとしての公共交通であります。その前に高齢者福祉施策として市に要望している、そういうデータ、高齢者の方が市にこういうことをやってほしい、高齢者福祉制度としてこういうことをやってほしいというふうな何かデータというのがあれば、ちょっと紹介してほしいと思いますが。なければ、仕方ありませんが。

○議長（白井二郎） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） お答えいたします。

今回3月に策定いたしました介護保険事業計画の策定に当たりまして、昨年高齢者の方を対象にアンケート等を実施しております。

以上です。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） そのアンケートでは、どうい

う項目がございましたでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 我々コミュニティバスの運行についてということで通告を受けておりますので、今回高齢者福祉に関するそういったアンケートについて、今手元の資料がないということはご了解いただけると存じます。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 先ほど福祉部長がおっしゃった介護保険、次の計画つくる場合にいろいろアンケートをとったという結果があるのですが、そこで高齢者福祉施策として市に何を求めているか。

（「関係ない質問されている」の
声あり）

○5番（横垣成年） その中で、一番大きい要望が、市長、関係ないと言ったのですが、関係あるのと言っているのですが、交通手段の整備、高齢者が外出しやすいまちづくり、これが48.7%ということで一番多かった。そういう結果を市はデータとして持っているのです。これをしっかり次の公共交通というのを考える場合、やはり今の高齢者はこういう要望が一番多く持っているのだというのをぜひ市長は知ってほしいなと思いますので、関係ないのでなくて、やっぱり高齢者福祉施策の位置づけで……

○議長（白井二郎） 発言中、横垣議員に申し上げます。

通告した事項との関連性を明確にしたうえで再質問をするよう十分注意してください。

○5番（横垣成年） ということで、今公共交通というのは、高齢者福祉の一環だということで、ぜひ市長、こういう要望がございまして、声を力にぜひしてもらいたいなというふうに思います。

そして、次に移りますが、4番目の原子力のほうに移りたいと思います。まず、東通原発など原子力施設の危険性というのはそれなりに安全対策

しているというふうな形の答弁でありましたが、それなりの安全対策しないと、大変なものを抱えている、いわゆる放射性物質を抱えている大変な危険な施設なのです、原子力施設というのは。そういう意味では、ぜひそういう前提で、東通原発と大間原発も今建設途中であります、そういうものに囲まれたむつ市であるという前提で、ぜひ市長としてはいろんな施策をとってほしいなど。

そして、紹介しておきますが、今の国会に立憲民主党だとか日本共産党、野党4党が「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案」というのを議員提出議案として提出しております。その前段で何と述べているかということ、「我が国は、今次の大戦において、原子爆弾の投下により未曾有の惨禍を被ったが、昭和30年の原子力基本法の制定以来、原子力の平和的利用の名の下に原子力発電を推進してきた。原子力発電には、安全性の問題のみならず、使用済燃料及び放射性廃棄物の処分方法、労働者の被ばくの危険性等の問題がある。それにもかかわらず、発電に要する経費が安価である、二酸化炭素を排出しない、核燃料サイクルによりエネルギーを無限に得られる等の主張は、原子力発電に関する諸問題から国民の目をそらし、殊更に強調された原子力発電の安全性は、日本の原子力発電所で事故は発生しないとの安全神話を生み出した。しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故は、原子力発電に依存する経済社会の構造に抜本的な改革を迫るものとなった。当該事故による原子力災害により多数の住民が避難を余儀なくされ、放射性物質による汚染に起因して住民の健康上の不安も生じている。今や安全神話は崩壊し、原子力発電は計り知れないほど重大な危険を伴うものであるとの認識が広がっている」という立場でぜひ市長もこれから行政を進めてもらいたいと思いま

す。

その同じ原子力の2点目の使用済核燃料中間貯蔵施設についてでございますが、この使用済核燃料について、国はどのような動きをしているのかというのを市のほうで情報収集や分析しているのがあれば、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、原子力発電に関する見解を今述べていただきましたけれども、私が今聞いていて驚いたのは、この東通原発、それから大間原発、これを前提に政策を考へろということは、共産党自身も認めてしまっているというようなことをご理解をまずさせていただきます。

それから、今どのような形で情報収集をしているかという問いに関していけば、これは定期的に経済産業省の職員が月1回程度ですか、当地に来て現状のご報告をいただいているところでございます。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） その使用済燃料対策についてということで、資源エネルギー庁は平成27年11月にこういうのをホームページで公表しております。それを読みますと、「最終処分に向けた取組を進める間も、原子力発電に伴って発生する使用済燃料を安全に管理する必要がある。このような観点も踏まえ、使用済燃料の貯蔵能力の拡大を進める。具体的には、発電所の敷地内外を問わず、新たな地点の可能性を幅広く検討しながら」、国も積極的に関与してですね、「国も積極的に関与して中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用を促進することとし、そのための国の取組を強化する」、こういうふうにして、国は今この使用済核燃料について、方針を掲げております。これについては、市のほうも認識は一致しているでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 議長にお願いがあるのですが、我々ヒアリングをして、ヒアリングさせていただいているという趣旨は、これ議論がしっかりかみ合うように、職員が何人も議員のところに行ってヒアリングさせていただいているのです。ところが、きょういきなり我々がその手元にない資料ですとか、あるいは手元にないデータを持ち出して、それについて見解を問われるということも、その読んでいるもの自体が正確なものなのかどうかも確認できないのに、これ答弁できないのですよね。そのことについて、まず処理いただけないでしょうか。

○議長（白井二郎） 暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番。

○5番（横垣成年） 市長は資料が手元にないということでございますから、一応そういう動きを国がしているというのは、やはりそれなりに私は前の行政報告でも言ったのですが、いろんなやっぱり情報収集する必要があると。そうしないと、いろんなこれからまた1回ある、2回ある、また3回もあるかもしれないので、そういう意味ではきちんと情報収集して、国がどのような動きをするのか。

また、関西電力はそういう事実はないと認めたとしても、なぜそういう報道が、ある関係者の話によると、というふうな前提で、全てそういう形で報道がされてしまうのか。また、共同通信社は、この根拠はそれなりに正確なものに基づいていると……

○議長（白井二郎） 横垣議員に再度申し上げます。

通告内容と全く関係のない、そういうふうにとられる可能性がございますので、通告に基づいた質問をお願い申し上げます。

○5番(横垣成年) 中間貯蔵施設の問題ですから、議長、間違いないように。中間貯蔵施設の問題。

○議長(白井二郎) あくまでも通告制をとって、通告のもとで答弁者側もやっておりますので、その辺のところ、十分にご留意願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○5番(横垣成年) 中間貯蔵施設の問題でやっております、議長。

やはり、こういう中間貯蔵施設に関西電力が使用済燃料を運び込むだとか出資するとかという報道についてやりとりしておりますから、そこは誤解のないように。

なぜそういう動きがマスコミにもいろいろ報道されるかというのは、いろんな情報収集にこれからもぜひ努めてもらいたい。私は、その背景には、これは別に答弁求めませんが、核燃サイクルが行き詰まったがために、こういういろんな報道がされたり、国民からいろんな不安が出されているのだということがございますから、ぜひ市長、国に核燃サイクル堅持という場合は、きちんと堅持だけではなくて、具体的に前に進むような形でやってくれと、私は反対ですけれども。それしないと、国がきちんとそこを責任持たないから、ただ原発だけ動かせと。

昔は、使用済燃料、全部再処理するという前提だった。それが再処理ができなくてとまっているからこういう状況になるわけですから、最終的にやっぱり国が悪いと私は思います。そのいろんな影響で我々地元がこういう混乱をしているということですから、そのところをきちんと国に言ってほしいと。いいですか。

○議長(白井二郎) 市長。

○市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

まず、お話の前提として、あたかも我々が何の情報も収集していないようなことを言うのは、これは大変失礼に当たるのでやめていただきたいというふうに思います。

お手元にあったのが、平成27年10月6日の閣僚会議でのアクションプランの話だとすると、今はもう取り寄せています。我々がなぜ、かみ合うような形で議論したいかということ、閣僚会議での発言とか、あるいはその後のエネルギー基本計画とか、国というのはさまざまな形で方針を出し続けます。どんどん、どんどんリニューアルされていって、新しい計画ですとか、新しい閣議決定が前の閣議決定ですとか、前の発言を覆すようなことも常に行われているわけです。したがって、我々としてはここで議論を、国のことは議論しませんが、仮に我々に関することを議論したいということであれば、最終的な正確な情報に基づいて議論をしなければ、かえって市民の皆様混乱を来すおそれがあるということからお願いをしているのであって、我々自身が何も知らないとか、情報収集をしていないということは一切ございません。

関西電力の今回の一連の報道に関する対応ということに関しても、最後共同通信社ともやりとりをさせていただきました。なぜか横垣議員は行政報告の際も、共同通信社に対してそれなりの方に聞いていて、報道に根拠があるということを感じて我々のほうを信じないかのようなお話をされていましたが、考えてみてほしいのは、私自身が出て行って、各社の、社長を含む代表の方に聞いて、これがないという事実関係、それ以上の取材というものがこれあり得るのでしょうか。私ないと思います。

一方で、その根拠を示してほしいということをお我々自身がその共同通信社に対して申し上げたことに対しては、あるいは関係機関が反論している

と、一切ないと言ったことをどう受けとめるのだということに関しては、これ一切答えがないのです。どっち信じるのですか。先ほど冒頭で、小学生以下のやりとりが世界をはらはらさせていると言っていましたけれども、小学生でもわかりますよ。わからないですか。

私自身は、これからのお願いですけれども、このラジオ、これ今回から全国で聞けるようになっています、インターネット中継されているようがあります。したがって、正確な情報に基づいて我々の議会、私自身の発言、それから皆さんの発言が伝わるようにしっかりと資料に基づいて議論をさせていただくことを強く要請をさせていただきたいと思います。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 私の質問にはなかなか答えしてもらえないのでありますが、核燃サイクルについてきちんと国に申ししてほしいということでございますが、それはいいですけれども、やっぱりこの核燃サイクルがうまくいっていないからこういう状況になるので、ぜひ市長としては核燃サイクルがしっかりしたときになるまで、この使用済核燃料中間貯蔵施設については立ちどまって考えるという立場になることはできないかどうか、もう少しそのところをお聞きしたいなと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

こちら私に国に対して何も言っていないかのようなご質問でありますけれども、私は6月5日、日下部長官、これは資源エネルギー庁のトップですから、次官級の方です、日本のエネルギーの事務方のトップでありますけれども、その方に対して、本事業については、やはりこういったことがあるということであれば立ちどまって考えざるを得ないといったことの趣旨を説明させていただきましたし、それよりも何よりも、皆さんを敵に回

しても、私はこの地域を守り抜くと、そのような発言もさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 次の質問に移りたいと思いません。

質問の3点目でございますが、施設管理についてであります。いろいろ総合的に判断して、今の東北電力のほうに落ちついたということでございますが、教えてもらいたいのですが、ほかの自治体とか大口のところでは新電力に切りかえている、これは県内でよろしいので、状況を知っていれば教えてほしいなと思います。

○議長（白井二郎） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） 県内で新電力と契約している自治体を調査しております。弘前地区環境整備事務組合が平成28年度より構成市町村の63公共施設等への電力供給を公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、実施しております。インターネットで調べますと、新電力ができて、すぐそちらのほうに価格優先ということで契約した結果、先ほども申しましたけれども、その会社が撤退してしまったということで、改めて契約先を変えて、事業費もその分多くかかったという事例もございます。

以上です。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） やはり市民の中には、新電力に対するまだいろんな不安があるのでございますが、例えば市のほうでつかんでいる情報の範囲内でよろしいですが、新電力に切りかえて、例えばいろんなトラブルがあったとして、電気がとまってしまったとか、供給がとめられたというふうな事例はあるかどうか。知っている範囲でよろしいので、お願いします。

○議長（白井二郎） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） 新電力と契約して、先ほど申しましたように、撤退等で電気の供給が、この新電力からは受けられないのですけれども、電力会社からは引き続き受けられるということで、特別とまるということはないと聞いております。

以上です。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 2016年、平成28年から小売も含めて全部電力は自由化となりましたけれども、これで市のほうとしては電力自由化というか、電力のいろんな改革というものは完了したというふうな考えであるかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（白井二郎） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） 先ほどの説明でもありましたように、電気の小売自由化というところでは、自由化されたわけですが、これから送配電分離というところと総括原価方式の見直しという、この2つが今後行われるということで、これがある意味自由化の総仕上げということになると考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 横垣議員に申し上げます。

間もなく申し合わせの1時間となりますので、よろしくお願ひ申し上げます。5番。

○5番（横垣成年） 時間となりましたので、最後になりますが、この電力自由化、今の部長の答弁にありましたが、私も大した情報量でないのですが、2020年にはそういう意味で発送電の分離があり、あと総括原価方式。この総括原価方式というのは、今までの地域独占だった電力会社、これの利益を十分保障する形で今まで設定されてきたものが、そのように撤廃されるとなると、それこそいろんな意味で自由化という形がそれなりに進むのかなというふうに思っておりますが、自由化と同時に、当然倒産する会社もふえるだろうという

ふうなのが2020年からそれなりに本格的に始まるので、そういうのも淘汰されたうえで電気がたまたまもしかしたら大幅に安くなるかもしれないというふうなことも見据えながら、ぜひこの新電力についての情報も十分収集しながら、経費節減にむつ市も取り組んでほしいということを訴えて私の質問を終わります。

以上です。

○議長（白井二郎） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

ここで、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎菊池光弘議員

○議長（白井二郎） 次は、菊池光弘議員の登壇を求めます。23番菊池光弘議員。

（23番 菊池光弘議員登壇）

○23番（菊池光弘） おはようございます。公明・政友会の菊池光弘でございます。むつ市議会第236回定例会に当たり一般質問をいたします。市長並びに理事者の皆様、誠意ある答弁をお願いいたします。

今回の一般質問は、1、桜満開プロジェクトについて、2、イルカウォッチングについて、3、夏の教室について、4、高齢者の移動手段について、以上4点質問いたします。

質問の第1、桜満開プロジェクトについてお伺いします。むつ市議会第233回定例会で私は、このプロジェクトは1年で終わらず、毎年行うべきと訴えた質問でありました。実は私の友人、そして私も思っていたのですが、ことしの桜は桜満開

プロジェクト、花咲か大作戦をやらなくても桜は満開に咲くだろうと思っていました。それはなぜかといいますと、ここ何年も桜が満開になるのが1年置きと思っていたからでありました。

しかし、ことしは桜が咲き始めたときは気温も高く、三分咲き、五分咲きと、あと1日、2日温かかったら、一気に満開になりそうだったのに、急に天気邪魔され、気温も下がり、満開に咲くことができないで終わってしまったのではないかと私たちは思っております。

当市では、昨年からの花咲か大作戦を実行して、桜満開プロジェクトは結果としてどうだったのか、花咲か大作戦を実行した結果、ことしはここまで桜が咲いたと思っているのか否か、花咲か大作戦の進捗状況とあわせてお伺いいたします。また、これらの取り組みについてもお伺いいたします。

弘前さくらまつりは、ことしで100周年でありました。1918年、大正7年では、桜が満開になったのが5月3日だったとあります。100年で2週間も早まったとの報道でありました。弘前公園を管理する弘前市公園緑地課は、近年の早咲き傾向に対応して、同公園でしか見られないヒロサキユキアカリなどを前面に押し出した「遅咲きの桜の道」のコースをことしから売り込んでおります。さすが日本一の桜の名所と言われるのがわかる気がします。

ヒロサキユキアカリは、ソメイヨシノより1週間ほど遅く咲く桜であります。咲き始めはピンク色で、満開に近づくごとに白さが際立ち、やがて純白の花が雪のように輝くのが特徴であります。このように、ソメイヨシノの早咲きを何十年も前から予想していたかのような先見性を持った方々に敬意を表したい気持ちであります。

当市においても、これからの10年先、50年先を見据えた行動も今から必要ではないかと考えま

す。早掛沼公園、水源池公園などで遅咲きの桜を植えられるスペースがあるのではないのでしょうか。花咲か大作戦で考えるか、また別に遅咲きの桜を考える会をつくるとか、まず行動すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の第2、イルカウォッチングについてお伺いします。昨年からはまったイルカウォッチングであります。ことしの運航期間は、5月12日から6月24日まで、運航内容は1日1便、脇野沢港発9時、脇野沢港着10時、定員79名と伺っております。今現在、昨年と違うのが、カマイルカとの遭遇が100%に近いと伺っております。また、「夢の平成号」は定員79名ですが、満席の日が多いとも伺っております。

昨年からはまったイルカウォッチングであります。1年でこのように大きな結果が出ております。これからは乗船する方々がふえれば、もっと大きな船をつくらなければならないようなうれしい悲鳴に変わってもらいたいと願うところでございます。

そこで、まず現在のカマイルカの遭遇状況はどうなっているのかお伺いします。そして、昨年度に比べて、ことしはどういうことに取り組んできたのかをお伺いします。

質問の第3、夏の教室についてお伺いします。夏の教室、ことしから涼しく、文部科学省は今年度から学校の教室における望ましい温度を、従来の10度以上30度以下から17度以上28度以下に変更する学校環境衛生基準の改定を行いました。空調の普及などを踏まえた改定で、4月2日付で全国の教育委員会などに通知されております。教室の温度基準見直しは、1964年の策定以来初めてであります。

文部科学省の調べでは、昨年4月現在の教室の空調導入率は、公立小・中学校で41.7%、公立高校で49.6%に上る。一方で、せっかく空調が設置

されていても、文部科学省の基準を機械的に当てはめて、30度を超えないと稼働させないとしている学校が一部で見られるという指摘が上がっております。このような現場の声のもとに、2016年3月7日の参議院予算委員会で、大人の労働環境でも労働安全衛生法では28度が基準だ、すぐに見直しをとの要請があり、当時の文部科学省から「見直しをする」との答弁でありました。

なお、通知では、温度の基準を機械的に当てはめる対応を防ぐ観点から、留意事項として、「概ね基準を遵守することが望ましい」、「温度のみで判断せず、その他の環境条件及び児童生徒等の健康状態を観察した上で判断」との明記であります。このことを踏まえ、当市の小・中学校の教室の温度基準はどうなっているのか、また空調整備はどうなっているのかお伺いいたします。

質問の第4、高齢者の移動手段についてお伺いいたします。ことし5月、神奈川県茅ヶ崎市の国道交差点で、90代女性が運転する車が4人をはねるなど、高齢運転者による重大事故は後を絶ちません。

報道によりますと、75歳以上のドライバーの認知症対策が強化された昨年の3月の改正道路交通法の施行から約1年間で認知機能検査を受けた210万5,477人のうち、5万7,099人が医師の診断が必要な認知症のおそれと判定されたことが警視庁のまとめでわかりました。本県では、834人でありました。認知症のおそれと判定された方は、医師の診断を受けるよう義務づけられており、認知症と判定されれば、免許取り消しや停止の行政処分を受けます。

ここで話はちょっと変わりますが、埼玉県吉川市では、昨年12月から公共交通の空白地域に住む高齢者の足の確保をするため、タクシー利用料金の助成券を試行的に交付し始めました。市では、2016年度に60歳以上の市民1,500人に対して移動

実態調査を実施し、その結果、交通空白地域の高齢者に助成券の試行的な交付を決めました。

助成券は、1、昭和18年12月31日までに生まれた人、2、吉川地区の一部もしくは旭地区、三輪野江地区の住居者、3、家族も含め、日常の移動手段がない人の全てに当てはまる人が対象。本年度分は、1枚500円で48枚分、2万4,000円分が交付され、乗車または降車場所が市内に限り、1回の乗車で4枚まで使用できる。市は、3年の試行を経て本格実施する予定であります。

これらの事例を踏まえ、質問いたします。認知症は、今や毎年ふえておりますことから、改正道路交通法により運転免許の取り消し処分になる方々はこれからふえるのは間違いありません。これからは、こういう方々にも助成が必要になります。まず、公共交通空白地域の高齢者、そして運転免許取り消し処分になった方々にタクシー利用の助成券交付の援助などに関して、市長のご所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 菊池光弘議員のご質問にお答えいたします。

いただいたご質問につきましては、それぞれ川西副市長及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 菊池光弘議員のご質問にお答えいたします。

夏の教室についてのご質問の1点目、教室の温度基準についてでありますけれども、文部科学省では、学校保健安全法第6条第1項に学校環境衛生基準を定めており、教室等の温度について、本年54年ぶりに改正が行われました。これまでの基

準では、教室等の温度は10度以上30度以下が望ましいと規定されておりましたが、改正後は17度以上28度以下であることが望ましいと見直しされております。

次に、ご質問の2点目、空調設備についてでありますけれども、現在市内小・中学校では教室の冷房設備はなく、暖房設備のみとなっており、夏場は外気を取り入れ、冬場は早目に暖房設備を稼働させることで適正な温度管理に努めております。

良好な環境のもとで学習できる対策として、脇野沢小学校や関根中学校では、教室の外部に天然芝を張り、外壁面にひさしを設けることで教室への直射日光を避け、窓から取り込んだ涼しい外気を廊下側に逃がすことで効率的に自然換気を行う設計としております。

また、今年度施工予定の田名部中学校空調改修工事では、体育館の暖房設備として温水パネルヒーターを新設するほか、特別支援教室に冷房設備を新設いたします。

その他の小・中学校につきましても、必要性や現地調査を行い、良好な環境のもとで学習できるよう計画的な整備に努めることが重要であると考えております。

今後は、むつ市教育大綱の「教育環境の整備」に基づき、快適な学習環境の整備について研究を重ねてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 川西副市長。

○副市長（川西伸二） 桜満開プロジェクトについてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、花咲か大作戦の進捗状況についてであります。桜満開プロジェクト2017において、施肥作業や害鳥の追い払い等を実施した結果、今春の桜の開花状況は、昨年より早掛沼公園で3割程度、水源池公園で2割程度花芽が多くな

りました。また、来さまい大畑桜ロードにつきましても、下北地域県民局の取り組みにより、一定の花芽の数を維持することができました。桜満開プロジェクトの取り組みにより、多くの花芽の数を確保できました今春のむつ桜まつりは、昨年より来場者数も多く、満開の桜の木の下でたくさんの市民の皆様にお花見を楽しんでいただけたことと存じます。

次に、ご質問の2点目、これからの取り組みについてであります。ことし以上の花芽の確保に努め、より見応えのある満開を目指すべくプロジェクトを推進してまいりたいと考えております。そのためには、桜の木本体の回復を図っていくことが最優先であり、適切な時期に適切な方法で施肥作業を行い、剪定や薬剤散布とともにウソの追い払い等の管理作業も実施してまいりたいと考えております。

来年春の桜満開に向けたプロジェクトは、既に始動しており、去る5月31日に春の施肥作業を行い、今後は市民協働の輪を広げながら、夏、秋と合計3回の施肥作業を計画しております。

ご質問の3点目、ソメイヨシノより遅咲きの桜を植える考えはないかについてであります。現在早掛沼公園にはギョイコウを含むヤエザクラが35本、水源池公園にはヤエザクラやシダレザクラが合わせて26本あります。水源池公園につきましても、「四季を通じて花を楽しめる公園」をコンセプトに、遅咲きの桜のほかにもソメイヨシノより早い時期と、秋に花を咲かせるジュウガツザクラを平成28年度と平成29年度に植樹しており、市民の皆様が長い期間桜を楽しめるよう計画しております。

今後は、先進的な公園の情報も参考にしながら、植栽計画の見直しなど、桜満開プロジェクトの中で研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） イルカウォッチングについてのご質問にお答えします。

むつ市総合経営計画では、「広域連携による観光プロモーション」を推進することとしており、昨年度、市の遊覧船「夢の平成号」による陸奥湾でのイルカウォッチングを新たな観光コンテンツとして売り出すことができないか、その可能性を探るため、イルカウォッチングツアーを試行的に運航しました。その結果、一定の乗船需要が見込め、また乗船された方々の満足度も高かったことから、今年度から正規のコースとして運航を開始したところです。

ご質問の1点目、これまでの事業の進捗状況についてですが、昨年度のイルカウォッチングツアーでは、34回の運航で736名が乗船し、イルカとの遭遇率は27回の運航で79.4%となっております。これに対して今年度は、5月12日から運航を開始し、6月17日時点で34回の運航で752名が乗船し、イルカとの遭遇率は32回、94.1%となっております。これは、昨年度のイルカとの遭遇時期を考慮し、今年度の運航を10日ほど繰り下げて開始したことから、遭遇率が上昇したものと考えております。

今年度は、予約が多数あった日は臨時便も運航しており、1日で100名に乗船していただいた日もあるなど、昨年度より10日ほど遅く運航を開始したにもかかわらず、既に昨年度を上回る乗船客にお乗りいただいております。

次に、ご質問の2点目、今年度はどのような取り組みをしているのかについてですが、昨年度と比較して、第1に、運航日程について、イルカとの遭遇率を高めるために運航開始日を10日ほど繰り下げたこと、第2に、ガイドテープを作成して運航中に船内で流し、イルカの生態や脇野沢地区のジオサイトや観光などの情報を提供し、ツアー

の満足度を高めるよう努めたこと、第3に、経済効果を高めるため、脇野沢流通センターとリフレッシュセンター鱈の里で購入できるイルカグッズをふやしてもらったこと、第4に、イルカが見られなかった場合の記念品として、宇賀焼のイルカの箸置きと、コミュニティセントー脇野沢温泉の無料入浴券、川内地区でソフトクリームを販売している店舗でのソフトクリーム割引券の3点セットとしたことなど、ツアー運航に当たって改善を図っております。

これからの取り組みについてですが、今年度の事業の実施結果を踏まえたうえで、ツアーのさらなる改善を図ってまいりたいと考えておりますが、地域への経済効果を高めるためには、ことし4月に営業を再開したコミュニティセントー脇野沢温泉や野猿公苑、リフレッシュセンター鱈の里など、乗船客に近隣の観光施設に足を運んでいただくことも必要であると認識しており、脇野沢地区の皆様と連携を図りながら、地域の活性化を図る取り組みを検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） 高齢者の移動手段についてのご質問についてお答えいたします。

市は、免許を持たない高齢者の方などの移動手段となる公共交通の確保、維持を図るため、国の地域公共交通確保維持改善事業により、市町村をまたがる幹線的バス路線に対して、国、県との協調補助を行っておりますほか、路線バスが廃止された後の廃止路線代替バスとして、脇野沢地区における九艘泊線及び源藤城線、川内地区における川内湯野川線に対しましては市単独の補助のほか、大畑の葉研線が廃止された後にはデマンドタクシーを運行委託など、移動手段や地域公共交通の維持確保にこれまで努めてきたところでございます。

現在下北地域5市町村で組織しております「下北地域公共交通総合連携協議会」では、平成26年4月からむつ市や下北郡内に住所を有し、70歳以上で運転免許証を返納して運転経歴証明書を取得された方々を対象に5,000円を上限に路線バスの切符または定期券の購入費用の助成を行ってきているところでございます。

青森県警察で公表しております「運転免許自主返納者支援協賛店一覧表」によると、市内の一部の会社に限定はされますが、タクシー会社によるタクシー料金の割引も実施されているところでございます。

また、本年3月には、下北地域公共交通総合連携協議会において、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにし、マスタープランとしての役割を果たす「下北地域公共交通網形成計画」を策定しております。この計画では、年齢や地域など一定の条件を満たす対象者の方々へのタクシー助成券の活用についても検討することとしております。

市といたしましても、むつ市総合経営計画の施策にありますように、公共交通の維持確保に向けて幅広い視野で検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 23番。

○23番（菊池光弘） 丁寧な答弁、ありがとうございます。ありがとうございました。

まず、桜満開プロジェクトのほうから再質問したいと思います。花咲か大作戦の結果として、昨年より2割から3割桜の花は多く咲いたことがわかりました。プロジェクト2018に向けて、市民による施肥活動でボランティアを集めておりますが、私も参加したいのですが、どのような方法で市民に知らせているのかお伺いいたします。

○議長（白井二郎） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） 今のご質問にお答え

いたします。

どのような方法で周知を図るかということですが、今計画しているのが8月と10月に施肥作業、市民協働ということで考えております。8月は、町内会だとか企業の皆さんにご協力いただくと。それから、10月については近隣の小・中学校の方を中心にしてご協力いただくという方法を考えておりますけれども、市民の皆様にもエフエムアジュールだとか、あとはホームページなどを通じて呼びかけていってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（白井二郎） 23番。

○23番（菊池光弘） ありがとうございます。

あと、またプロジェクト2018に向けての質問ですけれども、肥料の地産地消について検討しているとのことですが、地産地消のこだわりというのは何かあって、こういう検討をしているのかお聞きします。

○議長（白井二郎） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） 今肥料の地産地消ということですが、例えば食材残渣だとか、あと牛ふんだとか鶏ふんだとかによって肥料をつくっているところもありますので、できればそういうのも活用して肥料を与えていくというふうなことを考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 23番。

○23番（菊池光弘） わかりました。ありがとうございます。

桜満開プロジェクトで、ことし私が一番注目していたのが来さまい大畑桜ロードでありました。昨年よりは多少桜の花が多かったぐらいにしか感じなかったのです。日が当たって咲いているところ、また日が当たらないで咲けないでいるところが結構ありまして、また天気が悪くなって急に寒

くなって、満開になれずに葉桜で終わったというところも結構見られました。

このプロジェクト2018に向けては、来さまい大畑桜ロードは昨年並みとありました。昨年並みということは、現状は変わらなかったということになると思うのです。何が原因だったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

来さまい大畑桜ロードについては、これは議員もご承知のとおり、県の管理ということになっています。したがって、このプロジェクトに入っているという点については、我々の対策という以上には県の皆さんの対策が求められているところでありまして、我々の成果を踏まえながら要望させていただくということになるかと思っております。

先ほど来、桜のご質問をしていただいて、肥料のお話もありました。私もこの桜満開プロジェクトということで、桜を通じて何を学ぶか、あるいは何を訴えていくかということを考えています。ただ単に桜を咲かせるということではなくて、肥料で例えば地産地消ということを考えるということは、まさに循環型社会、これを桜を通じてどのような形で実現するのか。あるいは、子供たちになぜ参加をしてもらおうのかということ、ふるさとの桜をやはり心に咲かせて、そして世界で活躍するときに、このむつ市を思い出してもらいたい、そういう思いからやらせていただいています。町内会の方々になぜ参加していただくのか。もっともっとコミュニティの活動を活性化させていただいて、そして咲いた桜の木の下で、自分たちが咲かせた桜の下で、またコミュニケーションをお花見という形でとっていただきたい。さまざまなその活動を桜を通じてやるということに、発信するという点に意味がある取り組みだとご理解をい

ただきたいと存じます。

○議長（白井二郎） 23番。

○23番（菊池光弘） 大変わかりやすくありがとうございます。

自分が何で来さまい大畑桜ロードにこだわるかということ、やはり観光客のことを考えますと、車で来て、一番感動を与えられるのが来さまい大畑桜ロードなのです。なぜかということ、自分も店をやっていますけれども、お客さんの中で、「いや、すごいわ。また今食べたら見さ行がねばね」、そういうお客が満開のときには多いのです。ことし、昨年、桜が余り咲かなかった。「もうがっかりしたじゃ」と、「来年また咲けばいいな」と、そういう声が聞こえてくるのです。そういうこともありまして、来さまい大畑桜ロードにちょっと目を向けているところであります。下北地域県民局にも、もう一歩強く要望していただいたいというのが私の願いでございます。

次に、ソメイヨシノより遅咲きの桜を植える考えはないかということでもありますけれども、南関根にある駐車帯の周りにヤエザクラを植えております。この花は、濃いピンク色で、とてもきれいで、5月連休明けから咲いておりました。それも結構長い期間咲いていました。調べたら、ヤエザクラはソメイヨシノより2週間ほど遅く咲く花であるとありました。そういうヤエザクラを今早掛沼公園、水源池公園に植えているというふうには先ほど伺いましたけれども、もっとふやしていくような考えはないのかお伺いいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、この桜満開プロジェクトということに関していくと、これまで水源池公園にしても、それから早掛沼公園にしても、この桜が咲かなかったことについて、少し放置をし過ぎていたなという反省のもとに、今ある現状の桜を、やはりしっか

りと満開にして、市民の皆様にお花見の季節楽しんでいただくというのが趣旨でございます。したがって、この取り組みの第一は、やはりこの満開に咲かせる。ことしは、昨年よりも咲きました。ただ、まだなかなか本来の桜の姿には戻っていないということです。まず来年もことしの反省を踏まえて満開に咲かせるということを中心に考えていきたい。その先に桜の公園としての新しい価値を見出して、その遅咲きの桜についても検討することが可能性はあると私は考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 23番。

○23番（菊池光弘） 大変ありがたい答弁、ありがとうございます。ぜひ10年後、50年後、100年後には、ソメイヨシノは5月連休前にもう散ってしまうような気候になるのではないかと私は予想しております。そういう中で、5月連休にまた楽しめる、ヤエザクラのような別な花で楽しむことができるように考えていってほしいと思います。

次に、イルカウォッチングについてでありますけれども、まだ1年しかたっていないにもかかわらず、成果は出しております。報道では、陸奥湾と地域とのかかわりを考える「むつ湾フォーラム in むつ脇野沢」が16日むつ市脇野沢地域交流センターで開かれ、陸奥湾のカマイルカの調査研究に携わるむつ市海と森ふれあい体験館の五十嵐館長は、市の遊覧船「夢の平成号」が2017年度から始めたドルフィンウォッチングを取り上げ、「陸奥湾は世界のカマイルカ研究の先進地になりつつある。修学旅行など、イルカ研究の最先端を見てもらうなど、各地から人を呼び込むきっかけにもなる」と強調されております。また、昔からイルカと人が共存してきた地域として、自然と人間との穏やかなかかわり方を世界に発信できるのでは

と提案をされております。私もこのようになれるように発展していってほしい、このように考えております。再質問はありません。

次に、夏の教室についてでありますけれども、1964年の策定以来、初めて教室温度基準見直しであります。ようやく東北、そしてむつ市の学校で教室にエアコンを入れられるようになったと、私はこのように捉えております。

最近地球温暖化と叫ばれており、むつ市でも真夏日が多く感じられます。春日部中学校の音楽室は、近隣住民への騒音に配慮して、窓を閉め切って利用しており、生徒の保護者から熱中症などを心配する声が上がってエアコンを設置しました。

中学校では、音楽室が文化祭などで練習に使用されることから、エアコンを設置する学校がふえております。当市も、まず生徒や保護者を集め、教室温度基準見直しに対して意見交換会をすべきと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

まず、菊池光弘議員のこの質問のタイトルを伺いまして、ちょっと感じたことがあるのですけれども、というのは「夏の教室」というふうなことで、この言葉が非常にノスタルジックな感じ、そして郷愁を感じさせるような、そういうイメージをまず持ちました。さらに、その光景を思い浮かべますと、夏の学校で子供たちが勉強している、そこにどこからともなく涼やかな、そういう風が吹き込んでくるというふうな、そういうふうな光景を思い浮かべました。

それは、私の勝手な感想なのですが、今ご質問がありましたように、保護者とのそういうふうな懇談会とかで冷房設備を学校のほうにというふうなことだと思っておりますけれども、まず第1に、基準は確かに改正されましたが、このむつ市において、いわゆる冷房を学校で必要としている

期間がどの程度あるのかというふうなことがポイントになるのかなというふうに思っております。仮にあったとしても、恐らく夏休み中の期間が、やはりそのピークになるのではないかと。しかも、それも大体1週間から10日ぐらいというふうな期間になるのかなというふうに思っております。

そのような意味から申しまして、この改正によりまして、特に県内は注目したいと思っておりますけれども、どの程度冷房設備の普及が進んでいくのか、まずそういうふうなところもちょっと見てみたいなというふうに思いますし、それから議員がおっしゃったように、各学校そのものが、これまで現状の校舎でどうだったのかというふうなところを少し調査するなり、お話を聞いて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 23番。

○23番（菊池光弘） 大変ありがとうございます。

そのように皆さんの意見を聞きながら、今までは本当、涼しい、涼しいと思っているかもしれないけれども、勉強している生徒たちはどう思っているのか、また保護者がどう思っているのかというのを聞くのも、今の教室温度基準見直しがあつてのことですので、よろしく願いいたします。

最後に、高齢者の移動手段についてであります。一つの例としてタクシー利用の助成券交付を壇上から訴えました。埼玉県吉川市では、60歳以上の市民1,500人に対して移動実態調査を実施し、助成券交付を決めました。

当市において、高齢者が車を運転していて、運転できるうちは免許の返納はしたくないのが事実ではないでしょうか。認知症になって事故を起こせば、大変なことになります。そうなる前に、援助は必要と考えます。運転免許の返納がしやすいように、また返納しても、返納した方々が満足できるような施策が必要ではないかと私は考えま

す。

先ほど5,000円あげているという例もありました。でも、これを聞くと、1回だけ5,000円もらって終わりではなくて、埼玉県の吉川市では、毎年そういうふうに援助をしていくようなことでありました。当市においても、そういうことを少し考えていかなければならないのではないかと思いますけれども、再度市長、答弁お願いします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私としては、交通政策というものは、これはまちづくりと一体であるというふうに考えております。まさに公共交通の利用者というのは、人口減少……高齢者の交通ということに関していけば、私自身もこれを何とかしてほしいという声はよく耳にするところであります。そうした観点で物考えるときに、我々がどういうふうな政策を今しているかということ、まず1つはコンパクトシティということであります。これは、中心部に都市機能を誘導してまちづくりを進めていくと。それだけではなくて、高齢者の立場に立つと、また免許返納の問題があつて、免許を返納して実際に買い物ができるのか、病院に行けるのか、それからイベントに行けるのかという問題があるということを考えていくと、1つは公共交通で、これをどのような形でカバーしていくのかという話があります。

公共交通の中にも、コミュニティバスがあり、タクシーがあり、それから路線バスがあり、その他の手法もあるかもしれません。そうしたことを総合的にこれから施策として実施をしていくということで、先ほど来、出ております下北地域公共交通網形成計画ですとか、あるいはむつ市総合経営計画の中でも、この施策については位置づけられておりますので、我々としてはお年寄りの方々も住みやすいむつ市を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 23番。

○23番（菊池光弘） ありがとうございます。これで一般質問を終わります。

○議長（白井二郎） これで、菊池光弘議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐賀英生議員

○議長（白井二郎） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。11番佐賀英生議員。

（11番 佐賀英生議員登壇）

○11番（佐賀英生） こんにちは。11番、創世むつの佐賀英生でございます。むつ市議会第236回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問させていただきます。理事者各位の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

ことしのえとは、戊戌（つちのえいぬ）または戊戌（ぼじゅつ）とも言い、「いぬ」という字を2つ重ねて書きます。60年に1度のこの年は、大いなる繁栄になるか、滅亡の年になるかというかなり両極端の年と言われております。また、60年という一つの大きな節目がやってくると暗示する年でもあると言われております。

私は、非科学的なものが好きで、人の運命、宿命は全て必然の上に成り立っており、偶然というものには存在しないと考えるものでもあります。

このえとの暗示するものは、さかのぼること60年前、今回取り壊した国立競技場の完成した年でもあり、今の天皇陛下が婚約したのもこの年で、

お孫様の眞子様が現在婚約中です。

そして、当時世界一の高さを誇った東京タワーの完成、テレビの受信契約数が100万台を超え、熊本と鹿児島にテレビ局ができ、日本縦断テレビ網の完成を見たのもこの年であります。

聖徳太子像の一万円札の発行、自民党と社会党の二大政党の構成及び初めての総選挙、自民党の大勝で投票率は最高の77%を記録し、安倍首相のおじいさんの岸信介政権の誕生となりました。

ことしを振り返りますと、天皇陛下の退位発表、田中角栄の生誕100年、ホーキング博士の逝去、藤井聡太七段の登場、北朝鮮のオリンピック参加、アメリカと北朝鮮の初の会談など、さまざまな分野で節目や前進を迎えていることがわかると思います。

そして、宮下市長の2期目の当選、新たなるチャレンジなど、節目に事をなすということは、何かを持っているなど感じざるを得ません。

私も、前段の大いなる繁栄を目指して、日々精進していかなくてはいけないと思うきょうこのごろでございます。

それでは、通告に従いまして、3項目7点について質問させていただきます。答弁方、よろしくお願いいたします。

まず、1項目めの消防団について質問いたします。ブリタニカ国際大百科事典及び日本大百科全書によりますと、消防団は消防組織法に基づき、各市町村に設置される非常備の消防組織で、消防団員は別の職業に従事しつつ、火災や大災害の発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、消火活動や救助活動を行います。平常時には、火災予防の啓発や応急手当の普及の活動を行い、住民に広く認知されております。

消防団の設置、区域、定員、入団資格などは市町村ごとに条例で規定しております。消防団長は、市町村長により任命され、団長以外の団員は市町

村長の承認を得て消防団長が任命いたします。

消防団員には、自治体から報酬及び出動した際の手当が支給されるほか、一定期間以上勤務して、退団した際には退職報奨金が支給されます。

郷土愛護の精神のもと、住民の生命、財産を守るために日夜活躍されております。

消防の歴史は、江戸時代にさかのぼり、江戸は頻繁に火事が発生し、江戸時代の火消し組織が設置されました。火消し組織は武家火消し、町火消しに大別され、定火消しは公設消防、町火消しは義勇消防の元祖と言われております。

定火消しには2通りあり、武家火消しと大名火消しとなっており、それぞれ旗本と譜代大名が管轄し、主に江戸城や武家屋敷を火事から守るために専念されていました。そのため、町屋の助けには不十分だったため、8代將軍徳川吉宗は、南町奉行の大岡越前守忠相と大火対策を協議し、享保3年（1718年）町民による町火消しを編成させました。

当時は、町屋の子弟や奉公人たちで組織した店火消しが中心でしたが、後に機敏な活動が得意なとび職の者を中心とした組織に編成がえしたもので、組員は無報酬で活動しておりました。

名高い「いろは四十八組」、本所深川十六組が有名どころで、1万人以上の火消しが活躍していたと言われております。

明治維新に伴い、定火消しや大名火消しは廃止になりましたが、町火消しは東京府に移管され、明治5年（1872年）消防組に改組されました。現在の消防団の形式の始まりとなり、敗戦後、昭和22年（1947年）消防団令により消防団として出発することとなりました。

団員の皆様は、皆さんご承知のとおり、災害現場であらゆる現場に対応し、地域現場の防災力の中核をなし、その責務のために住民の安全を守ることに邁進しております。

一方、少子化や高齢化による波は団員確保にも及んでおり、厳しい状況に置かれております。

地域防災の中核をなす消防団員の確保に向けた施策をより一層進めていくことが必要かと考えられます。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1 番目として、団員数の推移について。

2 番目として、団員確保のための施策について。

3 番目として、団員の優遇措置について。

以上、3点について市長にお伺いいたします。

続きまして、2 項目めの教育行政の睡眠障害及び通学路の確保について質問いたします。睡眠障害は、ここ10年くらいの間で急増しており、現代の社会環境が大きく影響していると言われております。実際問題として、日本人の5人に1人は睡眠に関して何らかの悩みを抱えていると言われております。

睡眠障害は、ここ数年の間に使われている言葉で、睡眠に関しての量的及び質的問題のあるケースを意味するものであります。睡眠に関する悩みといえば、一般的に不眠症をイメージしがちですが、あくまで睡眠障害というくくりの中の一部にすぎません。

睡眠障害の種類については、基本的には睡眠障害国際分類の中で大きく分けて6項目に分類されております。「不眠症」、「睡眠関連呼吸障害群」、「中枢性仮眠症候群」、「概日リズム睡眠障害群」、「睡眠関連運動障害群」、「睡眠時随伴症群」となっており、日常生活に大きな障害となっているという事例があらわれております。

たまにニュースでも報じられておりますが、バスや列車で突然睡魔に襲われ、事故に至るケースや、高速道路での事故なども起きております。

先般、国営放送を見ておりましたら、最近では環境の変化による事例として、児童・生徒に睡眠障害に関する事例が顕著にあらわれ、日常生活に影

響があらわれていると放映されておりました。本人の自覚がないままに睡眠に陥り、学習に集中できなくなったり、意識がなくなったりする事例が発表され、日常生活にも影響を及ぼし、深刻な問題としてクリニックに通っている子供たちが多くなってきているとのこと。多くの事例は、睡眠障害とは気づかず、夜更かしや不眠ということで、親が気づかないままに進んでいるということが多いとのこと。

成長期にある子供たちは、脳の発達に大きな影響を及ぼすことにもなりかねないと医師たちは警告しております。

昨今、児童・生徒たちの発達過程による一部障害事例としての障壁の一部ではないかと私は考えます。なかなかこの事例に関しては、先生方も発見できないままに授業に影響を及ぼす生徒としてのくりに分類されているのではないかと推測されます。発見できにくい事例の一つでありますので、専門家でなければ難しい事例でもあると思われれます。

以上のことを踏まえ、教育現場での事例は出ていないか伺いいたします。

また、通学路の安全確保として、狭い道路の通学路は児童・生徒の安全を脅かしているとともに、運転者にとっても気の使う問題かと思われれます。児童・生徒の安全確保のため、通学路の安全確保のためにも工夫が必要と考えますが、どのような対策をしているのか。

以上の点について、教育委員会教育長にお伺いいたします。

3項目めのまさかり高校医学部進学・特進コースについて質問いたします。市長の肝いりの、医師を地元から、有能な生徒の育成を地元からという施策については、私は大賛成であるとともに、大きな期待も抱いております。国や地域の発展、繁栄は教育からという考えのもと、知識の習得は

大変大事かと考えます。この施策については、事例や前振りを除いて、質疑の中で市長の思い入れと考えをしっかりと聞いてまいりたいと思いますので、ストレートに以下の点について伺います。

1点目として、まさかり高校医学部進学・特進コースの内容について。

2点目として、学ぶ機会を広げることはできないか。

以上、2点について、市長、教育委員会教育長にお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、消防団についてのご質問についてであります。消防団の皆様には、本業を持ちながらも、日ごろの訓練はもとより、火災発生時の初期消火活動を初め、災害発生時における被災住民の救出や避難支援、行方不明者の捜索など、さまざまな厳しい状況において、適切かつその機動性や即応性を生かした対応をしていただいております。

さらには、火災多発期の巡回パトロールや年末の夜間巡回のほか、花火大会などのイベント開催時の警戒等にご協力いただくなど、地域の中でも積極的に活動していただき、存在感を示すとともに、その役割を果たしていただいているところであります。

最近では、ことし4月27日に宇曾利山湖周辺で発生した遭難者の捜索に出動し、6月7日には建物火災の現場において、常備消防が到着する前に、通勤途上の消防団員を含む2名が白煙の立ちこめる住家から住民の女性を救出するという目覚ましい活躍をしていただいております。

このように、地域に密着した身近な消防団員の存在は、地域の安全安心とは切り離すことができ

ないものであり、局地的な豪雨や台風など、全国的に大規模な自然災害が頻発している中、消防団の重要性が改めてクローズアップされているところであります。

一方、市の消防防災にかかる経費につきましては、少子高齢化に伴う人口減少や広大な行政面積に加え、人口密集地が点在していることから、消防力の確保、安全安心なまちづくりに多額の経費が発生している現状がございます。

平成27年度の決算において、消防に要した経費は18億1,833万1,000円、住民1人当たりの消防費は3万220円となっており、これは全国の類似団体76市の中で2番目に大きい経費負担という結果になっております。

このようなことから、市では現在消防機関と連携し、むつ市における消防のあり方に係る検討を行っているところでありますが、地域の実情にも適応した持続可能な消防防災体制を維持するには、組織体制の再構築はもちろんのこと、コスト意識の醸成についても求められているものと認識しております。

今後につきましては、人口減少や少子高齢化の進行する中、地域防災力をどのように維持し、充実強化していくか、組織等の見直しも含め、消防体制に係る基本構想などを策定し、消防団の皆様を初め市民の皆様の声に耳を傾けながら、地域防災力の体制整備を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、その他ご質問の詳細につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、まさかり高校医学部進学・特進コースについてのご質問につきましては、教育委員会からの答弁となります。

○議長（白井二郎） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 佐賀議員のご質問にお答え

いたします。

まず、教育行政についてのご質問の1点目、睡眠障害についてであります。厚生労働省によりますと、睡眠障害とは睡眠に何らかの問題がある状態のことで、不眠症や睡眠のリズムが乱れてしまう等のさまざまな病気の総称であるとされています。

日本学校保健会が平成28年度に行った「保健室利用状況に関する調査報告書」において、小学校では0.05%、中学校では0.25%の子供が不眠等の睡眠障害に関する問題を抱えているという結果が示されました。学校では、さまざまな症状をあらわす子供たちの早期発見のため、定期健康診断や日常的に健康観察を実施しており、何らかの症状が見られた場合は、学級担任や養護教諭を通し、保護者にその状況を伝え、医療機関での受診を勧めることとしております。

その後、専門的な医師による適切な診断と治療をしていただいたうえで、睡眠障害の子供には養護教諭を中心とした校内での適切な支援体制を図るなど、家庭と連携して対応することになるものと考えます。

平成27年3月に文部科学省から発行された「早寝早起き朝ごはんて輝く君の未来～睡眠リズムを整えよう！～」というパンフレットには、不眠等の睡眠障害が肥満、高血圧等の生活習慣病の発症にかかわっていると記載されており、運動、睡眠、食事など、子供たちの生活習慣の確立に向け、学校、家庭、地域が連携することが大切であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、通学路の安全確保についてであります。学校は従来より保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、通学時の安全確保に向けて取り組んでまいりました。平成24年度に全国的に通学路における登下校中の事故が多発したことから、各地域の学校、警

察、道路管理者、教育委員会や関係機関が連携して通学路の安全点検や安全確保を図るよう文部科学省から通知が出され、教育委員会ではこれを受け、平成25年度から「通学路の安全点検状況に係る協議会」を開催し、むつ警察署、下北地域県民局のほか、市役所関係部局の担当者が各学校から指摘された通学路の危険箇所について改善策を協議しております。

本年度、各学校からは冬期間の歩道の確保が10件、横断歩道の設置が7件、街灯の設置が6件、カーブミラーの設置及び角度の調整が3件、側溝のふたの設置が2件、その他15件、合計43件の要望が出されました。

なお、各関係機関には、これらの要望について、可能な限り早急に対応し、通学路の安全を確保していただいているところであります。

各学校においても、子供たち一人一人の通学経路を初め、安全指導計画に沿って登下校指導、交通安全教室の実施、スクールバスの乗車指導、冬道の安全指導、自転車の乗り方指導等を行うとともに、子供たちの通学の安全確保について指導しております。

むつ市総合経営計画では、「体育・健康教育の充実」を掲げており、教育委員会といたしましても、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら、子供たちが健康で安全な生活を送れるよう、学校における指導の充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、まさかり高校医学部進学・特進コースについてのご質問の1点目、事業内容についてですが、本事業はむつ市総合経営計画の「医療体制の充実」に掲げております「地元から医師を目指す人材の育成」及び「教育の向上」で掲げております「学力の向上」の対策の一つとして取り組んでいるものであります。

むつ下北地域の子供たちの中には、医師になり

たい、世界で活躍したいといった高い志や夢を持ち、国立大学や難関大学への進学を希望する子供たちがおります。この事業は、こうした子供たちを支援し、地域の人材は地域で育てるという観点から、地域の高校生を対象とし開始した事業であり、昨年は試行的に夏休みを利用し、予備校の講師を招き、夏期講習を行ったところであります。

その後に行ったアンケートでは、「貴重な体験ができた」「よい刺激になった」「新しい視点で問題に取り組めるようになった」など有意義な講習会であったことが確認できる意見が多数ありました。

これらを踏まえ、今年度は夏休み、冬休み、春休みの長期休業を利用し、1回につき3日間の予備校講師による講習会を年3回開催する予定であり、そのうち2回は教職員を対象としたスキルアップ講習も実施することとしております。

また、そのほかに生徒のモチベーションを高めることを目的として、東京大学の見学ツアーと地元出身の医師による講演会も予定しているところであります。

次に、ご質問の2点目、学ぶ機会を広げることはできないかについてであります。講習会を受講する生徒は30名程度を予定しており、選考は各高校にお願いすることとなりますが、現時点での学力のみならず、モチベーションや将来性など、総合的な判断のうえ選考していただけるようお願いし、できる限り参加を希望する生徒の要望にお応えしたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） 消防団についてのご質問の1点目、団員数の推移についてであります。ここ5年の状況は、平成25年4月1日現在のむつ市消防団の団員数は1,038人であり、翌平成26年には1,040人で2人増となりましたが、その後は

徐々に減少し、平成30年4月1日現在の団員数は、5年前と比較して43人減の995人となっております。

また、むつ市消防団条例で定めております定員1,255人に対する充足率は、平成25年4月1日現在が82.7%でありましたが、平成30年4月1日現在では79.3%となり、3.4%の減となっております。

このうち、女性消防団員の数を見ますと、平成25年4月1日現在では10人であったものが年々増加いたしまして、平成30年4月1日では39人となり、5年前と比較して29人の増となっているところであります。

次に、質問の2点目、団員確保のための施策についてであります。市ではむつ市総合経営計画に「消防・救急体制の充実」を掲げ、消防団の体制整備と常備消防との連携を図ることで、消防団員の充足率を86%とすることを目標として取り組んでいるところでございます。

現在消防団員の募集については、市のホームページや広報むつに募集記事を掲載しておりますほか、出初め式、観閲式などの行事についても市民の皆様にお知らせし、ごらんいただくことにより、消防団員の活動を広く理解していただくよう努めているところであります。

また、平成22年3月には、消防団協力事業所表示制度を導入し、むつ市消防団に積極的に協力している事業所や団体を対象に消防団員が2名以上勤務していることなどを条件として表示証を交付しております。

消防団協力事業所として認められた事業所は、平成30年4月1日現在52事業所が認定されており、消防団活動への協力が社会貢献として広く認められるのと同時に、これらの事業所の協力を通じ、消防団活動への理解と入団促進を図り、地域防災力がより一層充実強化されることを目的とし

た制度となっております。

そのほかにも、年間を通じてポスターの掲示やリーフレットの配布、各種イベント等において消防団員自らが呼びかけを行うなど、消防団の活動が地域防災において欠かせない存在であることを積極的にPRし、団員の確保に努めているところであります。

次に、ご質問の3点目、団員に対する優遇措置についてであります。国においては平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を制定し、消防団員の加入促進に関する施策を展開、平成26年4月には消防団に支給される退職報奨金を全階級一律5万円引き上げました。

さらに、経済団体などに向けた総務大臣からの加入促進に関する協力要請の書簡を発出し、事業者や大学等へ協力を依頼するなどしているところでございます。

また、公益財団法人日本消防協会においては、消防団員が団員証を提示することにより、登録された店舗等で割引などの独自の特典サービスを受けられることができる「全国消防団応援の店」を展開し、現在全国で3,310店舗が登録され、その数や業種もふえてきているところであります。

市においては、計画的に消防団車両の更新を毎年行っておりますほか、消防団員の活動服やヘルメット等の装備品の更新、あるいは出初め式や観閲式などの行事で支出される食糧費等についても要望をいただいているところであり、これらにつきましても、財政状況を勘案したうえで、可能な限りこれに答えてまいりたいと考えております。

今後とも消防団員の皆様が自分たちのまちは自分たちで守るという基本理念のもと、消防団員として誇りを持って活動できるよう、体制の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 11番。

○11番（佐賀英生） 答弁をいただきました。

まず1点目、ちょっと初めて聞くことがあったものですから、再度お伺いしたいのですが、76市の中で2番目に経費がかかっていると。それは、どの部分が一番大きく占めているのか、そこら辺のところをもう一度教えていただきたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 具体的な箇所については、これから財務部長が答弁しますが、この問題、非常に重要な問題で、私はこの2期目に当たって、これを集中的に解決したいと思っています。

というのも、実は先ほど申し上げましたとおり、1年間の消防に対する支出というのが、全体で、これ平成27年度決算でいきますと18億円かかっています。大体350億円ぐらいの支出の中で18億円消防に使っているということでもあります。

これが大きいか小さいかというのをどうやって比べるかという、類似団体から見ると、そういう高どまりしていると。人口なんかで見ると、それくらい高どまりしているというのもそうなので、すけれども、それでは交付税のほうとの関係はどういうふうに見るかという、基準財政需要額との乖離で見ますと、これ9億円程度乖離があるのです。基準財政需要額、ちょっとわかりにくいので説明を加えますと、これ各地方団体の財政需要を合理的に測定するために算定した額で、各自治体の自然的、地理的、社会的諸条件に対応する妥当な水準における財政需要、つまり普通に考えたらこれぐらいしか使わないよというのが9億円なので、我々は18億円これに使っているということですので、これは圧倒的に支出が過大になっているというふうに評価せざるを得ない部分だと私は考えております。

具体的内容については、財務部長より答弁させ

ていただきます。

○議長（白井二郎） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） それでは、お答えいたします。

むつ市が消防費について相当増大しているという部分につきましては、1つは類似団体との比較ということで、類似団体というのは人口規模、産業形態というところで振り分けられるのですけれども、その76市のうち、先ほども申しましたように、鹿児島県の日置市の次に経費がかかっているということになります。今のところ、なぜかかっているかというところでの分析につきましては、やはりまず半島地域だということと、行政面積が広いということと、地区が点在しているので、すけれども、脇野沢、川内、むつ、大畑ということで、面での広がりというよりは、直線、線状に配置されているということも経費が多くかかる要因となっていると思います。

以上です。

○議長（白井二郎） 11番。

○11番（佐賀英生） 消防団員をふやして頑張ろうという明るい話をしようと思ったら、何かよんどでしまいまして、ちょっと残念なのですけれども。

ということは、単純計算で、団員がふえれば、また経費が膨らんでしまうという、済みません、ちょっとわかりにくくて、団員が多くなってくると経費が膨らむということとはまた違うのでしょうか。そこら辺もひとつお願いします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 団員がふえても、団員には要するに手当というのは、これ出動手当ですから、出勤回数がふえなければ、それほど経費はかからないということです。我々が特に問題にしているのは、例えばこの人口規模で署員の数がまず適正かどうかという人員の問題があります。それは、まず常備消防のことです。常備消防の人員の問題

があります。

それから、装備です。装備は、これは常備消防も、それから非常備消防も含めて、適正な車両あるいは設備になっているか、車両も含めて、そういう装備も含めて適正なものになっているのかということ。

それから施設です。施設についても、今回大湊消防署を建設することになりましたけれども、あれ当初18億円と言われていたのを10億円に圧縮して、さらに防衛省から交付金いただいて、その半分で作る。やっとそれででき上がったということです。

今後、そうしますと、今老朽化している施設をどうするのかという問題もありますので、そういったところをトータルで考えていくと費用が過大になっているというふうな評価ができると私は理解しています。

○議長（白井二郎） 11番。

○11番（佐賀英生） わかりました、ありがとうございました。

この3カ月の消防団員からの聞き取りで、たくさんリクエストをもらったのですが、ちょっとその費用のことにしましては、ここでは話せませんので、後でまた部長のほうに行ってゆっくりお話をしたいと思います。

3番目の部分になりますが、団員の優遇措置。先ほどの部長の説明の中では協力店、お店の話をされたわけですが、私もその部分をしたかったです。

先般半田議員のほうからちょっと1回出たのですが、去年東京消防庁のほうに行きまして、いろいろ伺ってきました。さっき部長がおっしゃったとおり、飲食店や衣料品店、あとはレストランとか、消防団員の消防団員証を見せると5%から10%の割引をしたり、地域のためにやってくれということで優遇していると。そうい

うのを聞きますと、大変いいことだと。ことしちょっと東京消防庁のほうに伺いましたら、まだ1年ということで、余りその効果が見えていないのだと。でもこれ続けることによって、だからといって、団員がすぐ、即確保できるものではないけれども、団員の皆さんにそういう敬意を表しながらやっていくという措置だということなのですけれども、私もやっぱりむつ市でもそういうのを取り込んでやっていったほうがいいのではないかと。

聞くところによりますと、弘前市が何かやっているみたいな話を、ちょっと調べなかったのですが、聞いてみるわけなのですが、方向性として、そういうのは考えられていけるものかどうかをまずお伺いしたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私の先ほどの答弁でもあったとおり、仕事を持ちながらも、ことし1年の実績を見ても、火事の現場には必ず駆けつけていただいて、実際に人命救助をしていただく、あるいは遭難者の方々の救助に、自らむしろ命をかけてやっていただくということですから、そういった方々に対する地域の思いを伝えるあり方としては、議員ご提案のようなこともあり得ると思います。

定員の話をしてみますと、今の定員というのが、これ充足していないわけですが、果たして充足させることがいいのかということ、それはある意味定員そのものを見直すために全体を見直すということも必要だと思いますし、先ほど要望のほうは思いとどまっていただきましたけれども、ただ報酬についても全体の議論を見直す中で全体が圧縮できれば、この出勤の手当等については当然ながら見直しの対象になりますし、見直しというのは低くするという意味での見直しではない対象になるということは、この際申し上げておきたいと

思います。

○議長（白井二郎） 11番。

○11番（佐賀英生） ありがとうございます。やっぱりそういうのを積極的に考えていただいて、消防団員の方と。

実は、某大きい洋服屋さんがむつ市にも、とまぶモールにあるのですが、そこと一度交渉したのですけれども、全然歯牙にもかけてもらわなかったのです。僕は漁業でも言うのですけれども、そのユニホームでそのまま飲みに行けるような雰囲気でも頑張ろうと。例えばファイヤーマンだったら、そのシャツを着ても、ふだんからそのまま飲みに行ったり遊びに行けるようなファストファッション的な部分も一緒に考えているのですけれども、なかなか企業からはオーケーをもらえないと。今最中なものですから、庁舎長にも一度お話をしたのですけれども、そういう見た目から、ビジュアルも少し格好よくないとおもしろくないと思いますので、何とかそこら辺もひとつ考えてよろしくお願ひしたいと思います。

また、経費の部分初めて聞いて、大変びっくりしているのですが、何とか知恵を絞っていただいて、その規模に合ったような財政で頑張っていると思うので、よろしくお願いいたします。

2番目の教育行政の睡眠障害につきましては、ほぼないに近いと、そういう形で理解をしておりますので、今後ちょっと見ていただきなからやっていただきたいと思います。

通学路の安全確保については、以前ここで通学路等大畑地区のお話をさせていただきましたら、即通学路の変更と、信号をつけてくれということをお願いしたのですが、警察のほうもつけることができないと。それで通学路の変更や道路、警察と小学校と私と町内で見て歩いて、そう変えた経緯がありますので、それを見ていただいてやって

いただきたいと。

子供が入学して間もないときに、挨拶運動みたいに朝2日間やるわけですが、そのとき地域の方から要望があったのが、狭い通学路なものですから、車が来ると子供たちが逆によけてしまうと。そこで考えたのは、大きいスーパーの駐車場に行ったことがあろうかと思うのですが、横断歩道の前になると、一段ちょっと高く盛り上げている部分があって、そこへ行くと車が飛んでしまうわけです。おのずとそこに来ると、スピードをダウンすると。そうすると、ゆっくり行って通りやすいと。そういうものも考えることができないかという要望があったものですから、市がやるわけではありません、警察とお話をしなくてははいけませんので、そこも少し考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

まず、スピードを出し過ぎる車がいるというふうなことです。その点については警察のほうで嚴重に取り締まりをしていただきたいというふうに思います。

それで、先ほど佐賀議員から、道路に段差をつけるというふうな、そういうふうなことでの減速の効果があるでしょうというお話ですけれども、これに関しましても先ほども答弁申し上げましたように、通学路の安全点検状況に係る協議会と、こういうふうな組織がございますので、そういうふうなところで話題として出すなり、あるいはそういうところで検討していただいて、その箇所に、それが適切なものなのかどうかというふうな判断もしていただいたうえで対応していければいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（白井二郎） 11番。

○11番（佐賀英生） よろしくお願ひいたします。

最後に、まさかり高校医学部進学・特進コースについてなのですが、私も大変これ興味があって、ぜひとも率先して進めていただきたい事業だと思っております。

ちょっと二、三冊本を読ませていただいて、医学部というのは私から物すごく縁遠い学部なものですから、ちょっとわからなくて読ませていただいたのですが、すごいですね、偏差値の計算の仕方もちょうど難しく僕にはわからなかったのですけれども、今ある大学の、昔は偏差値42あたりから医学部に入れたのですけれども、今は大体平均が67.5以上と、大変優秀な人ばかり行っているのでしょうか、これは目指すということは大事なことですし、その気持ちは持っていただきたいのですが、ある意味3冊読んで、3冊とも共通していたのが、子供に対する情報だと。

例えば勉強して学力を上げるのは、これ第一義ですけれども、その中で情報も必要だと。今どういう状況にあるのかと。ということは、東日本、東京からこっち側、医学部のある大学の数が少ない。医学部のある大学、公立大学、私立集めて、防衛医大もあって全部で82校ある。そのうちの半分以上が東京より西のほう、関西のほうに多いと。特に九州。四国なんていうのは、公立の医学部が4つある。人口400万人で4つだと。

それから考えると、必ずしも東京を中心としたものではなくて、西のほうに行くと医学部のレベルも高いのだと。そういう情報を得ることによって、子供たちは必ずしも東京からこっち側とか、大きい有名大学だけでなくでも選択肢が広がると。そういう情報を入れながら子供たちにも学ばせることがよいのではないかと。

ただし、これ見ましたら、一番安い国公立の大学の場合は、授業料、入学金もろもろで360万円とあるのですが、某一番高い大学は4,000万円だと。こうなるとなかなか厳しいものが出てくると。

そしてもっと書いていて、余り大きい声で話したくないのですが、東京とかそういう大きいほうに行けない方は、福島県だとか青森県の医学部に来ていると。残念ながら、そういうのも書いてあるのですが、とにかく一緒に勉強させながら、そういう情報も入れていただきたいと思うのですが、そこら辺の答弁もお願いいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず情報ということでありましたけれども、このまさかり高校医学部進学・特進コースが、そのターゲットにする医学部というものをどこに定めるかというのが政策として非常に重要で、我々としては国公立大学、特に弘前大学医学部をターゲットにしたプログラムの構築を考えております。そのことによって、実は、先ほどのご質問の中にもありましたように、私立の医学部というのは、6年間で、やはり高いところだと4,000万円、5,000万円ということになります。みんながそうではないと思いますけれども、むつ市の所得を考えますと、そういうところまではなかなか、我々が一生懸命「慶応大学の医学部目指して頑張れ」と言っても、その先責任が持てないので、そこはやはり弘前大学医学部というものを中心とするプログラムで考えています。

さらに、そういう意味では、その事業構築の中で子供たちに情報提供をしていくということでもありますけれども、もう一つは、今奨学金プログラムも、これ実は制度として構築をしております、昨日、実は当市の高等学校より医学部に進学をした学生に対して、昨年度構築いたしましたプラチナ人財育成事業に係る給付型の奨学金というものを給付させていただきました。これは、ふるさと納税の企業版を原資としておりますので、むつ市の税金は一切かかっておりません。

ただ、第1号の認定でありまして、私きのう、

そのお子さんとちょっとお話しさせていただいたのですけれども、大いに地域の未来が開かれる思いがしたところであります。

まさか高校医学部進学・特進コース、これ成果出るの恐らく10年後になると思いますが、これやらないと、10年先も同じ状況です。ですから、我々このプログラムにかける思い強いわけですけれども、今後も地域最大の課題の一つである医師不足解消のため、この取り組みを加速化させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 11番。

○11番（佐賀英生） 大変ありがとうございます。

医師に限らず司法、あとは研究者でも、やっぱり人材を育ててあげる、優秀な人を育てる、そして帰ってきてもらうと。そういうものを大いに推進していただきたいと、そのように思っております。

時間となりましたので、以上で終わります。

○議長（白井二郎） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

ここで、午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎中村正志議員

○議長（白井二郎） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。14番中村正志議員。

（14番 中村正志議員登壇）

○14番（中村正志） こんにちは。自民クラブの中村正志です。むつ市議会第236回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様に

おかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

本日、大阪を中心として起こりました地震に際しまして、被害に遭われた皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。

宮下市長におかれましては、2期目の当選、まことにおめでとうございます。これからも声を形にするために、ファーストペンギンとしてむつ市民5万8,000人余の先頭を引っ張り、全力で走り続けてほしいと思います。そして、時には脱落者がいないか振り返って見てください。みんなで見る夢は、必ず実現できると私は思います。今後も、あらゆる場面でのご活躍を心から期待いたします。

そういえば、先日テレビの生放送に出演していた宮下市長は、笑顔がすてきで、この議場で拝見するより62倍も格好よく感じました。

アメリカンフットボールが日本に入ってきたのが1920年、1932年には日本アメリカンフットボール協会の前身である東京学生米式蹴球競技連盟が設立され、日本で初めて公式戦が行われています。学生日本一を決める甲子園ボウル、日本選手権である毎年1月3日のライスボウルの結果でさえスポーツ紙の1面を飾ることのない日本のアメリカンフットボールが、ここ数週間連日報道され、かつてないほどの注目を集めています。しかしながら、その注目の浴び方は、アメリカンフットボールを愛する者たちが望む姿ではなく、スポーツが本来持つ競技性とは別の面ばかりが取り上げられています。

私が学生時代に所属したチームのルーツは、日大フェニックスにありました。赤いユニホームは、全てのフットボーラーの憧れであり、日大フェニックスは全てのチームの目標でありました。日大フェニックスのプレーや戦術は、日本のみならず、本場アメリカのNFLやカレッジフットボールに

も影響を与えるほどでした。それだけに、ただただ残念でなりません。

今回の危険タックル問題では、加害者選手は潔く非を認め、自ら実名と顔を出して誠実に事実関係を説明した一方で、日大トップ側は責任を認めず、必死になって悪あがきを続けているという構造が大炎上を招いている大きな要因となっています。

危機管理の世界で言うところの不始末より後始末、不祥事そのものを防ぐことも重要だが、起きたときの対応こそがもっと重要であるということを改めて認識させられました。

一方で、私が一番問題に感じたのがコミュニケーションについてでありました。危険タックル問題の根幹にあると考える体育会系部活にはびこっている風土、コミュニケーション不全の実態であります。日本では、学生の部活にとどまらず、スポーツ界全体に上意下達的な絶対服従文化がまだまだ根強いと言われていています。多くの競技において、監督からコーチ、コーチから選手といった命令、指示というシャンパンタワーのような一方通行のフローしかなく、下から上、横同士といったコミュニケーションの仕組みは脆弱であります。

恐怖、恫喝、威圧で選手を支配する前時代的なスポ根手法がまだまだ顕在していることに強い違和感を覚えます。

一方では、青山学院大学陸上部の原監督のように、強権的なカルチャーに異論を唱え、コミュニケーション重視の指導で実績を上げている指導者もおります。徹底した対話により、選手本人に問題を気づかせ、自主性を芽生えさせるというやり方です。どちらの方法が正しいのかは明白であります。誰が正しいのかではなく、何が正しいかが重要であります。

大相撲、女子レスリング、そして危険タックル問題、スポーツ界の奥深くに隠されてきた不祥事

の相次ぐ露呈は、根性論、精神論に依存するコミュニケーション力なき組織運営が限界に達していることを意味しています。スポーツにおけるコミュニケーションのあり方を根本から考え直すべきではないでしょうか。

長くなりました。それでは、質問に入ります。

質問の第1は、小学校部活動のスポーツ少年団への移行についてであります。これまでのむつ市のスポーツ少年団への移行にかかわる動きとして、平成27年に教育委員会と校長との合同会議を行い、平成29年度に最終報告を提出することを確認し、またむつ市総合教育会議にて意見交換をしております。

平成28年には、むつ市教育大綱に「スポーツ少年団への移行や指導者バンクの創設などについて、地域の実情を踏まえた上で検討を進める」と明記しています。

平成29年には、各校からの聞き取りや他地区の調査、市役所内での協議、教育委員会と校長会との合同会議が行われ、本年1月にむつ市小学生スポーツ活動連絡協議会の創設がされました。そして、3月にむつ市小学生スポーツ活動の指針が示されました。この指針によると、むつ市の支援及び関係者の理解と協力のもとで、平成31年度末まで、ここでは平成31年というふうに表現をさせていただきたいと思いますが、地域主体のスポーツ活動への移行を目指すこととしております。

現在移行に向けた準備、取り組みが行われているところではありますが、小学生スポーツ活動をより望ましいものにしていくために質問をいたします。

1点目、小学校での部活動の位置づけについて。教育現場でのスポーツ活動はどうあればよいのか。これまでとこれからを含めてお尋ねいたします。

2点目、むつ市の小学校スポーツ活動の現況に

ついて。部活動の種類や加入状況、学校部活動以外の現況、スポーツ少年団への移行状況について、あわせてお尋ねをいたします。

3点目、むつ市の目指すスポーツ少年団の姿について。一般的なスポーツ少年団とはどういうものか。地域主体のスポーツ活動としてのスポーツ少年団の姿とは。また、持続可能な組織運営の仕組みづくりについて、あわせてむつ市の目指すスポーツ少年団の姿についてお尋ねをいたします。

4点目、スポーツ少年団への全面移行に向けた取り組み状況について。行政のかかわり、タイムスケジュール、取り組むべき課題について、あわせてお尋ねをいたします。

質問の第2は、むつ市の働き方改革についてであります。今国会で関連法案の審議が進んでいる働き方改革の波が各自治体にも押し寄せ始めています。日本経済新聞社が全国の都道府県と市区を調査した結果によると、市内に働き方改革の施策があるという自治体は7割近くに上っています。しかしながら、そのほとんどが残業時間の削減であります。

一方では、熊本市の職員の生産性向上と市民の満足度アップの両方を目指す取り組みであったり、広島県の女性職員の活躍支援を掲げる取り組みなど、突っ込んだ改革を模索する動きも始まっているようであります。

世の中の課題が多様化し、それに対応するために自治体の業務はふえ続けている中、行財政改革によって、自治体は職員定数を減らしてきています。ぎりぎりの職員数での日々の業務を賄っています。

また、地域を支える民間企業においても、人手不足が深刻化しており、生産年齢人口の減少もあって、若い世代の奪い合いが始まっています。行政は、これらの支援も求められています。

このような社会状況のもと、自治体は今いる陣

容による効率的な仕事ぶりが求められ、特に女性や定年後のシニアらの活躍が期待されています。そのためには、職員が育児や介護などの課題に直面した際に、仕事か生活かではなく、仕事も生活もという選択ができるような仕組みづくりが必要であります。女性職員や親の介護に直面する確率が高まる40歳以上の働き盛りの世代が活躍できるような環境整備は不可欠であります。また、他方では、最近の若い世代の職業意識の変化への対応も重要になっています。

毎年春に実施している新入社員を対象にした働くことの意識調査によると、「仕事中心か、生活中心か」という設問で、「生活中心」の回答が「仕事中心」を上回り、その差は年々拡大しています。回答の最多は「両立」ではありますが、かつてのようにひたすらがむしゃらに働くだけという意識は乏しくなっています。

また、就労意識では、「ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む職場で働きたい」という項目への肯定的な回答が2017年では91.8%と過去最高となっており、年々上昇しています。

地方公務員試験受験者数の減少も相まって、若い世代の間で公務員の仕事が魅力的と思われなくなっているような現状に不安を漏らす声もあるようです。働き方改革を推進せずに放置していると、貴重な戦力を失う可能性が高まると私は考えます。

以上を踏まえまして、1点目、働き方改革についてのむつ市の認識と、これまでの取り組みについて、2点目、今後の取り組むべき施策について、あわせてお尋ねいたします。

I C Tを活用して時間と場所を有効活用できる柔軟な働き方、テレワークに注目が集まっています。テレワークは、職場以外での業務を認める制度で、生産性向上の切り札と期待されています。テレワークを利用すれば、家事や育児の空き時間

に業務を行うことも可能になります。同様に、親の介護に直面している人にとっても有用な働き方になります。

そこで、3点目として、働き方改革の選択肢としてのテレワークについて、むつ市の考えをお尋ねいたします。

野村総研とイギリスオックスフォード大学が共同で研究、試算した国内の601種類の職業が、それぞれAIやロボット等で代替される確率の試算結果によると、10年から20年後に日本の労働人口の49%がついている職業がAIやロボット等に代替することが可能という衝撃的な結果が出されました。AIやロボットに取ってかわられる職業の代表に挙げられたのが公務員であります。

こうした中、地方自治体による人工知能AIの活用、導入の動きが急速に広がっています。人口減少社会の本格的な到来に対応し、AIを活用することによって、自治体業務を効率化、高度化し、職員数が減る中でも住民サービスを維持、向上させるのが狙いであります。

導入の動きの背景にあるのが昨今のAI技術の飛躍的な進歩があります。これまで人間しかできなかった作業をAIに代替させることが可能になり、しかも人間の何万倍ものスピードで処理できる。AIに任せられるものはAIに任せて、職員は企画、立案、調整など、人間にしかできない業務に専念する体制が必然となるのではないのでしょうか。

そこで、4点目として、AIの活用による業務改革についてお尋ねをいたします。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、小学校部活動のスポーツ少年団への移行

についてのご質問につきましては、教育委員会からの答弁となります。

次に、むつ市の働き方改革についてのご質問の1点目、働き方改革についてのむつ市の認識と、これまでの取り組みについてお答えいたします。

まず、むつ市総合経営計画においては、「効率的な行政運営」を施策として掲げ、職員一人一人が高いモチベーションを持ち、創意工夫により事務の効率化を図ることとしております。また、職員同士の対話と連携、市民目線の意識により事務事業を見直し、真に市民の皆様が必要とする行政サービスを行うなど、職員と市民の皆様がともに満足度の高い行政経営が実現していることを目指しています。

一方、むつ市では職員による不祥事が続いたことから、職員の使命感醸成とコミュニケーションの推進を目的として、平成28年度より働き方改革への取り組みを始めました。具体的には、職員評価制度の導入や部内会議、朝礼の定例化など、目的意識の向上及びモチベーションの向上、さらにコミュニケーションの活性化により組織としての質の向上に取り組みました。

また、目指すべき職員像を具体化するため、職員一人一人が考える市民目線での行動をまとめました。

市民の皆様から親しまれ、信頼される市役所を築くための6つの心がけを「むつ市職員行動指針」として掲げております。

平成29年度からは、この行動指針に沿った月間目標を定め、職員としての資質向上及び市民サービスの向上を目指し、取り組みを継続しています。

加えて、昨年11月からは、ワーク・ライフ・バランス推進月間を設け、有給休暇取得の推進や時間外勤務の縮減にも努めてまいりました。

そのほかに、国の働き方改革の項目にも掲げられております女性活躍推進への取り組みとして、

女性職員を対象とした研修を実施し、女性活躍を推進するための政府の取り組みなど、女性が直面するさまざまなライフイベントに応じた働き方について学ぶ機会を設け、臨時職員や非常勤職員を含む多くの女性職員が参加したところであります。

むつ市には、現在正職員、再任用職員、臨時職員及び非常勤職員などさまざまな雇用形態の職員がおります。特に臨時職員、非常勤職員では女性の割合が高く、勤務時間は職務内容によりますが、できるだけ個人の事情にも対応できるよう努めております。

また、平成30年度からは、育児休業制度を非常勤職員にも拡充しております。子育てをしながら活躍できる体制づくりなど、女性の多様な働き方の推進に取り組んでおります。

そのほか市では、国土交通省や経済産業省などの国の機関、青森県、金融機関等への実務研修や職員派遣など、学ぶ機会の創出へも取り組んでおります。

若い職員にとっての研修先での職務経験や他団体職員の働き方に対する学びは、職員本人のスキルアップのみならず、実務研修後の職務において、ともに働く多くの職員の変革へも寄与するものと考えております。

また、地方創生時代に対応する人材育成及び組織の強化を目的とする早稲田大学マニフェスト研究所へも職員を参加させています。参加者は、組織における人材マネジメントを学び、組織に対して自ら考え行動できる職員として、組織への貢献ができるよう研さんを積んでおります。

これらのことにより、幅広い視野や新しい発想に立った行政施策を推進できる人材を育成するとともに、研修等の成果を他の職員にフィードバックすることにより、組織全体として働き方改革にもつながり、組織能力の向上が期待できると考え

ております。

こうした取り組みを市役所全体として一貫して実施するため、今年度から総務部総務課に行革推進室を新たに設置し、継続的かつ日常的に職員の働き方を見直す体制を整備したところであります。

次に、ご質問の2点目、今後の取り組みについてであります。昨年来生産性の向上、特に時間外勤務の縮減に取り組んでおり、新たにことし4月にむつ市働き方改革実行計画として「スマイル・カエル・プラン」を策定しております。これは、長時間勤務の是正、業務改善など、仕事の進め方改革を中心とした働き方改革を推進するものであります。

そのプランの一環として、全庁的な業務改善への取り組みをスタートさせたところであります。この取り組みは、各所属において課題や問題点を見つけ出し、内包されるムリ・ムダ・ムラをなくそうとするものであります。

各所属における取り組みを推進することで、職員一人一人がコスト意識やスピード感を意識した日々の業務遂行に努めることとしております。

これにより生み出された時間は、本来必要である政策・施策立案等に投入したり、職員のリフレッシュにつながります。

今後も職員一人一人の能力が最大限発揮されるような組織を目指し、生産性の向上を図るとともに、市民によりよいサービスを効率的に提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、働き方改革の選択肢としてのテレワークについてお答えいたします。テレワークとは、情報通信技術、いわゆるICTを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことであります。総務省のホームページによれば、主な形態として自宅を就業場所とする「在宅勤務」、施設に依存せず、いつでも、どこでも仕

事が可能な「モバイルワーク」、サテライトオフィス等を就業場所とする「施設利用型勤務」などが紹介されております。

このような就業場所に縛られない働き方は、仕事をしながら育児や介護をすることが可能になるという点においてダイバーシティ、すなわち多様な人材や多様な働き方の推進に有効な手段であると認識しております。

また、ご家庭を訪問させていただいた際に、タブレット端末等により業務を行うことや移動の時間を利用して報告を作成することなど、テレワークを導入することにより時間を有効に活用することで、生産性向上のみならず、ワーク・ライフ・バランスの向上も期待できます。

さらに、リスクマネジメントの一環として、災害発生時のオフィス機能の分散や避難所運営への活用なども考えられることから、さまざまな先行事例を勘案しながら、システム構築に要する経費を含め、実施に向けた調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の4点目、AIの活用による業務改善についてお答えいたします。AI、すなわち人工知能を活用した業務改善については、主に民間企業において進んでいると認識しておりますが、現時点においてはまだ実証実験段階の域を出ないものと考えております。

このことから、AIの導入につきましては、その費用対効果について先進事例を踏まえながら、現行の取り組みと並行し、調査研究をしてまいりたいと考えております。

「笑顔かがやく希望のまち」をつくり上げていくためには、常に新たなものに挑戦していくことが求められます。一方で、人口減少の局面では職員数の減少も避けられません。行政経営においては、目まぐるしく変化する社会情勢や経済情勢などを踏まえ、より効率的かつ効果的な施策の展開

とその難局に立ち向かう職員の意識改革と人材育成が不可欠であります。働き方改革の取り組みに終わりではなく、不断の努力により真に市民の皆様が必要とする行政サービスの提供ができるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 中村議員のご質問にお答えいたします。

小学校部活動のスポーツ少年団への移行についてのご質問の1点目、小学校での部活動の位置づけについてであります。小学校での部活動は、文部科学省が定める学習指導要領の教育内容には記されていない教育課程外の活動となります。小学校では、児童がスポーツに親しみ、豊かな人間性を育む価値ある活動として、校長の裁量によりその学校の教員が中心となって実施されてまいりました。

しかし、児童数の減少によって、その学校だけで活動できる種類に限られるようになっていたり、やりたい運動を求めて地域のスポーツ少年団等に参加する児童がふえたりしていることに加え、教員の採用者数も少ないため、教員の平均年齢が高くなり、体力的、技術的にも部活動を指導できる教員数が減少していることから、部活動を継続していくことが困難な状況になってきております。

こうしたことから、教育委員会といたしましては、小学校における望ましいスポーツ活動のあり方を学校だけでなく保護者や地域、さらには行政などが一緒になって考えていかなければならない時期にあるものと認識しております。

次に、ご質問の2点目、むつ市の小学校スポーツ活動の現況についてであります。現在部活動として行っているのは、野球が4校、卓球が4校、ミニバスケットボールが3校、陸上競技が1校と

なっております。

スポーツ少年団等へ移行して行っているのは、野球とミニバスケットボールが4団体、バレーボールと卓球が2団体、陸上競技と剣道が1団体となっております。これらに加え、地域のスポーツクラブとしてサッカー、テニス、水泳、スキーなどの団体があり、これらの中にはスポーツ少年団に加入している団体と加入していない団体があります。また、スポーツ少年団へ既に移行している学校は4校、現在検討中の学校が6校あります。

なお、児童数の減少により部活動を廃止した学校は3校あり、これらの学校では放課後に運動に親しむ活動を行ったり、隣接する学区のスポーツ少年団で活動したりしております。

児童数の減少は、今後さらに進んでいくことから、これまでのように部活動として継続していくことはますます困難になるものと予想しております。

次に、ご質問の3点目、むつ市の目指すスポーツ少年団の姿についてであります。一般的にスポーツ少年団はスポーツ少年団ガイドブックに記載されているとおり、スポーツの喜びを味わうことがその理念であり、求められる姿であります。このことに加え、地域主体の持続可能な運営の仕組みをつくっていくことがむつ市の目指す望ましいスポーツ活動の姿であると考えております。

次に、ご質問の4点目、スポーツ少年団への全面移行に向けた取り組み状況についてであります。平成28年11月に策定されたむつ市教育大綱におきまして、スポーツ少年団への移行などについて検討することが記されました。これを受け、持続可能で望ましいスポーツ活動を推進するための仕組みづくりとして、平成30年1月に学校、PTA、スポーツ少年団等の関係者による「むつ市小学生スポーツ活動連絡協議会」を設立し、課題解決のための方向性について協議しており、今後も

定期的に課題を把握し、その解決に向けた支援を検討してまいりたいと考えております。

また、望ましい小学生スポーツ活動を実現するための環境づくりとして、スポーツ少年団への移行も含めて、むつ市小学生スポーツ活動の指針を作成し、全小学校の保護者に配布するとともに、要望等を把握するため、保護者や各学校にアンケートを行っております。

現在、この指針について、13校中10校のPTA総会などで説明させていただいており、7月上旬には全小学校への説明が終わる見通しとなっております。

さらに、昨年度から指導や運営に関する講習会のほか、スポーツ少年団認定員養成講習会や各競技の指導者資格講習会参加の助成を行っており、今後は指導者バンクを創設する計画も進めているところであります。

いずれにいたしましても、2020年4月を目途とするスポーツ少年団等への移行を支援するため、指導者の確保やスポーツ少年団を支える運営体制づくり、学校施設の使用などについて検討するとともに、保護者と学校、関係団体などの地域の方々が一緒になって小学生スポーツ活動の望ましい環境づくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、小学校部活動のスポーツ少年団への移行のほうからお聞きをしていきたいと思いますが、平成31年度、年号は変わるのでしようけれども、32年度の4月からはもう全面的に移行するということあります。要は学校から切り離すということだというふうに思うのでありますが、そうなってきましたと、やっぱり不安な点といたしますか、課題として考えられることがスポーツ少年団の運営

でありますとか、あるいは先ほども説明の中にあつたと思いますが、指導者の確保でありますとか、練習場所とか等々いろいろ考えられると思うのですが、まずそれらを踏まえた中で、ただいまの答弁にあつた「むつ市小学生スポーツ活動連絡協議会」、これ新たに立ち上がったわけですが、これは主にどのようなことをする組織になるのでしょうか。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

まず、この連絡協議会の委員は、むつ市校長会、下北小学校長会、下北地方中学校体育連盟、むつ市連合PTA、むつ市スポーツ少年団、むつ市役所市民スポーツ課の各代表で構成しております。事務局はむつ市教育委員会が務めております。

活動内容につきましては、昨年度はむつ市小学生スポーツ活動の指針を策定したというふうなことでなっております。

今年度以降につきましては、年に1度の定例会、これを開催いたしまして、スポーツ活動の状況と課題、これらの把握をし、さらには必要な支援を検討するというふうなことでなっております。

また、事務局は年間を通じまして、各団体や保護者、それから学校から相談や要望を受け付けるなどいたしまして、連絡調整を行うというふうなことで望ましいスポーツ活動の実現に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） ただいまの説明を聞いておりますと、どうなのでしょう、全面的に移行になった場合は、この協議会というのは全体を統括するような組織というふうなイメージを持っているのでしょうか、それとも全面移行するまでの間の組織というふうな考え方でいいのでしょうか。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

統括というよりも、やはり連絡調整というふうな、そういうふうな色彩が強い、そういう協議会になるのかなというふうに思っております。

また、この後におきまして、やはり移行したから、それで例えば学校とスポーツ少年団の間が確実に遮断されてしまって、何も関係がないというふうな関係にはならないように、そのための協議会を継続していくというふうなことになるかと思っております。

以上です。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 円滑に進めていくための組織なのだろうなというふうに思うのですけれども、そうすれば、ちょっと不安なことがありまして、もし不幸にして事故とか事件とか問題が起こったときに、統括するような団体とかがなければ、その迅速な対応というのが難しくなるのではないかなというふうに懸念するところもあります。

今回の危険タックル問題でも、アメリカであれば、3日で問題が片づくといったようなきちんとした統括するところがあるわけなのですけれども、将来的なものとして、小学校のスポーツ活動全般を統括するといえますか、まとめるというふうな組織は、やはりそれなりに必要だと思うのですけれども、現時点でのお考え、そこはこれからの課題であれば課題でもいいのですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今回の小学校のスポーツ少年団への移行という問題の核心に当たる部分だと思うのですけれども、平成32年度、平成ではないと思いますけれども、32年度で全面的に移行するということは、これみんなが責任を放棄するということでは私はないと思っています。核心は何かというと、子供たちの放課後についてどう考えるのかということだ

と考えていまして、その中で、では責任は一体誰にあるのだということだと思っています。

1つは、放課後だから学校関係ないと言えるのかということ、決してそうではないはずですが、次の日、また学校に来るわけですから、またあるいは学校の施設を放課後使うということであれば、学校も関連がある。家庭も当然責任はあります、自分の子供ですから。地域も一定の責任を負わなければいけないということの中でこの議論を進めていくというのが非常に重要なことであって、ご質問のあった協議会も、これからさまざまな役割を担っていくと思いますけれども、画一的に今ある役割だけを今後も担うということでは私はないというふうに思っています。

そうした中で、今後子供たちの未来にとって一番いい形が実現できるようなスポーツ少年団への移行ということで考えていきたいと思ひますし、地域自体がどのように責任をとっていくのか、責任を持っていくのかということとは、まさにこれからこの32年度ということの中で、皆さんと議論をして深めていきたいと、このように考えております。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 今説明受けたとおりだと思いますので、そこについては時間をかけてもいいので、確実にある程度の形をつくっていただきたいというふうに思ひます。

もうちょっと細かい質問になりますが、現状でももう既にスポーツ少年団に移行しているところがあるということですので、そのスポーツ少年団の運営と申しますか、運営経費と申しますか、それらはどのような形で賄われているのでしょうか。

○議長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） お答えいたします。

スポーツ少年団の運営または運営経費はどのよ

うな状況でとり行われているかということの質問だと思います。スポーツ少年団、これは各スポーツ少年団が保護者、指導者と一体になってこれをつくり上げていくという、いわゆる自主的な組織というようにお考えをいただきたいと思ひます。日本スポーツ協会の中に登録をして、その理念に基づいて自主的に活動している団体ということになります。それから、その運営費については、その自主的な活動の中で賄われていくということになります。

しかしながら、先ほどスポーツ少年団移行についてお話をさせていただきましたが、市といたしましても、この運営を持続的なものにするために、さまざまな支援措置、これから考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 運営に関しましての支援は、これからも考えていきたいということであります。恐らく練習場所とかそういうのは、今までどおり学校の施設のほうとかを提供していただけるというふうに思ひますし、経費につきましても支援をしていく考えがあるということであります。

今度は指導者について、もうちょっとお聞きしたいのですが、先ほど指導者バンクというものの創設を予定しているということでありました。この指導者バンクというものの登録の条件と申しますか、登録しないと指導ができないとか、あるいは登録した人に対しては、子供を指導するためにあらゆる支援を行いますとか、そのことについて現時点で固まっているところがありましたら、お知らせを願ひたいと思ひます。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

指導者バンクということについてお答えを申し上げますと、まずそのスポーツ団体が何をを目指す

のかということがすごく重要なのです。すなわちトップアスリートを目指すスポーツ少年団を設立したいという人がいて、だとすると、その指導者もトップアスリート養成のための元トップアスリートでなければいけない、あるいはその専門的な指導者でなければいけない。これなかなか難しいです。

一方で、言い方は難しいですけれども、月に、週に1回、2回みんなで集まって運動しようと、ドッジボールしようと、あるいはサッカーしようと、バスケットボールしようと、体育館でできますから、そういうふうなことでやる指導者ということであれば、これはある意味その専門的なことも必要なくて、ルールがわかって安全にできればいい。ですから、指導者バンクと今言っていますけれども、そういうさまざまなスポーツ少年団のあり方とセットでこれ考える問題だというふうに現時点では認識しておりますので、その議論の熟度に応じて、この指導者バンクについても熟度が上がっていく仕組みになっていくというふうにご理解いただければと存じます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 指導者につきましては、今市長がしゃべったみたいに、トップアスリートか、そうでなくみたいな両方考えられると思います。でももともとあった小学校の部活が移行するということですから、あくまでも教育的な面というのはやっぱり強いものだろうなと思いますので、指導者の育成、ちょっと言葉は悪いですが、質の向上、資質の向上というのについては十分留意して行ってほしいなというふうに思います。

あと、スポーツもそうなのですけれども、各小学校には、スポーツではないクラブ活動といいますが、例えば合唱部だとか吹奏楽部だとかございます。市内の子供たち、これまでもさまざまなす

ばらしい成績をおさめてきております。そちらのほうの懸念もあるのですが、スポーツということで聞いていますけれども、小学校の放課後の活動という大きな一環の中で、そちらのほうの合唱部だとか音楽部だとか吹奏楽部については、この移行と同じような考え方で進められていくものなのでしょうか。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

現在のところ、むつ市内の小学校5校で、いわゆる一くりに申しますと文化部が活動しております。運動部が地域主体のスポーツ少年団等への移行を進めているのに伴いまして、文化部も地域主体の活動へと検討している、そういう学校もあります。しかしながら、やはり運動部と同様に指導者の確保がやっぱり課題になっていくというふうなことでありまして、外部指導者とともに教員が指導を行い、部活動として継続しているというのが実情のようであります。

また、特に吹奏楽部の場合ですと、楽器の購入であるとかメンテナンス、これらに費用がかかるというふうなことも課題になっておりまして、こういうふうな課題の把握に努めながら、子供たちがこれから文化活動、これに親しめるように持続可能な環境づくり、こういうふうなものを支援できるように、やはり現時点ではスポーツ少年団のほうに移行だとか、そういうふうなことはちょっと明言はなかなか難しいところもありますので、検討課題というふうなことになっていこうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） スポーツ少年団につきましては、次で最後の質問にさせていただきますが、保護者の側のことであります。これまでも保護者のほうにはいろいろ説明を行ってきた、それもと

ちょっとで全部終わるという話でありましたけれども、保護者からのこの移行に関する要望といえますか、あるいは不満といえますか、心配な点とかが出されていると思うのですが、そのことについて幾らか紹介をしていただければなというふうに思います。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

学校からの要望ということで、先ほど13校中10校から要望等が上がっているというふうなことでございまして、具体的に申し上げますと、まずはバレーボールのネットなどの備品、それから学校施設などの借用、それからバスの送迎、指導者の確保、こういうふうなところの配慮をお願いしたいというふうな要望が上がってきております。

また、保護者のほうからは、吹奏楽部等の文化部の移行に関するそういう要望とか、家庭学習の時間を確保するために定時に練習を終了すること、こういうふうな要望が上がってきているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） それでは、次に働き方改革のほうにつきまして質問させていただきますが、この働き方改革、これは手段であって、それ自体が目的ではないというふうには思います。この働き方改革の根幹といえますか、それはこれまでの業務のあり方をゼロベースで見直して、本当に市民のために必要な仕事かどうかを真剣に考えることにすると私も思いますし、先ほど壇上で市長のほうからも、そのような内容の答弁をいただきました。やはり市民ニーズと市の業務を的確にマッチングさせることができれば、市民と職員の双方の満足度が向上していくというふうに思います。やはりそのような好循環を生むためにも、この働き方改革の推進は必要であるというふうに思いま

す。

そこで、いろいろな職員がいるわけなのですが、正職員ばかりの話のように聞こえているかもしれませんが、臨時職員とかにつきまして、その待遇改善についても先ほど説明を受けましたが、近い将来に臨時職員の待遇改善、賃金格差の是正をするために改正地方公務員法及び地方自治法が2020年4月の施行を控えております。それに対しての準備といえますか、取り組みについては現時点ではどのようにされていますか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

同一労働同一賃金というふうなお話も最近よく耳にするわけでありましてけれども、臨時職員の働きを見ていても、これは本当に職員並みに、あるいは以上に働いてくれている方々も多くいらっしゃるということで私は認識しております。市役所全体が、職員、臨時職員、非常勤職員、全ての職員が一丸となってやはり市民の皆様のために、笑顔のために頑張るといえることが必要であろうと考えております。

具体的な答弁につきましては、担当部長よりさせていただきます。

○議長（白井二郎） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） それでは、市長の答弁に若干補足させていただきます。

臨時職員等の待遇の改善というような内容だったかと思えます。臨時職員、非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するため、市では臨時職員及び非常勤特別職員の賃金単価の見直しを行いまして、平成30年度、今年度から賃金単価の引き上げを行ったところでございます。例えば臨時職員における事務的な職種におきましては、これまで時給740円を840円に、用務員あるいは学校調理員等の技能労務職におきましては、時給744円を825円にそれぞれ改定してございます。このよう

な賃金の面での待遇というようなところも現在進めているところでございます。

さらに、午前8時30分から午後5時15分までと定められております勤務時間につきましては、フルタイムの勤務形態も残しつつ、短時間勤務の形態も取り入れたところでございます。これは、勤務時間を1時間15分短縮いたしまして、8時30分から午後4時まで、それから午前9時から午後4時半まで、それと午前9時40分から午後5時15分までの3種類から選択することを可能といたしまして、子育てあるいは介護などの理由からフルタイムでの勤務が難しい方への就職の機会も広がるように多様な働き方を実現しているところでございます。

続きまして、地方公務員法の改正等につきましては、2020年度から新たな職の職員が生まれるというようなこともございまして、それに向けまして、今鋭意準備も進めているところでございます。条例改正、それから規則の改正等が主なところになるかと思いますが、そういうようなところもあわせて改善していきまして、待遇面でも今度は期末手当等の支給も可能になるというようなところもございまして、待遇改善の一環というふうなところでも鋭意進めてまいりたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） それでは、ちょっとテレワークについてご質問をさせていただきますが、先ほど実施に向けて調査研究をするというふうなお話でありました。現在市役所においては、例えば自分の席のパソコン以外で仕事のメールを見ることなどはできますか。

○議長（白井二郎） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

現在は、なかなか難しい状況になっておりますけれども、幹部職員につきましては、タブレット

の端末を使っておりますので、庁内、役所の中であれば、資料等をそのタブレットの中に収納しまして、会議のほうに臨むというようなことは今実施しているところでございます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 見られないということですが、これテレワークの第一歩として、これ見られるようにするだけでも全然変わってくると思うのです。セキュリティーにつきましては、今は幾らでもそれに対応したものがございまして、ぜひともまずはそのあたりから始められてはどうかというふうに思いますし、やっぱりテレワークは働き方の選択肢の一つとして、今市役所が持っている情報インフラと、あるいは人事制度などに大きく変更しなくても済む範囲から始めていただきたいということをお話をさせていただきたいと思います。

次に、AIにつきまして、先ほどの答弁ですと、現在はまだ実証実験の段階だというふうな認識でお話をされておりました。確かにそういう面もありますが、ただことしの10月、もうすぐそこです。そこにおいては、民間企業が自治体向けにAIスタッフ総合案内サービスというふうなものを実用化、商品化して、当面100か200の自治体に出したいというふうなことももう出ております。何でも、使う気になれば、もうできるところまで来ておりますので、ぜひともそこはまずは調査研究していただいて、いち早い段階での導入のほうを検討していただきたいというふうに思います。

これに関しては、地方創生の交付金も使えるということでもありますので、ぜひとも早い段階での検討をお願いしたいというふうに思います。

時間が迫ってきましたので、最後要望も含めてお話をさせていただきたいと思いますが、人口減少が加速する中で、もしかしたらもはやAIを使うことでどれだけ業務を効率化できるかというふ

うな段階ではないのかなというふうに私感じております。A Iを導入しないと、もしかしたら自治体の運営ができなくなる時代がもうすぐそこまで来ているのではないかなというふうな気もしております。

また、今回の働き方の見直しの取り組みは、各自治体が、その実情を踏まえて工夫をしながら取り組んでいくべきものだというふうにも思っております。むつ市においても、宮下市長のリーダーシップのもと、長期的かつ総合的な観点から、人材育成のあり方でありますとか、職場環境のあり方等々を含めて不断の検討をぜひとも進めていただきたいということをお願いさせていただきますと思いますが、市長、何かご発言ございますでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 働き方改革といっても、この中身は政府の働き方改革、それから各自治体の働き方改革、そしてむつ市の働き方改革ということで多様なものがあると思っています。

働き方改革というよりは、我々行革というふうなことでずっとこれまでもやってきたと思うのですが、ことし新たに行革推進室をつくりました。私が職員に伝えたのは、行革って一体何だと、簡単に言えばこういうことではないかと。市民の皆様笑顔のために職員が仕事の質を高めることだと。質を高めるというのは、では一体何だと。生産性を向上することは当たり前のことで、多様な視点で行政経営をしなければいけない。態度も笑顔や挨拶というのは基本中の基本ですとか、何よりもやっぱり政策をしっかりとつくっていくことが大事であろうと。

今いる職員一丸となって、まずこのことを突き詰めてやっていかなければいけないと思いますし、その先に不足する部分は、A Iと一足飛びに行くのではなくて、やはりICTというか、今の

ネットワークの仕組みがあるでしょうと。そして、その次に来るのがA Iというような段階なのかなというふうに思っていますけれども、我々としては、今中村議員からご指摘いただいたように、時代の流れに取り残されることなく、あるいはこれを先取りして行政経営、そして行政改革に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） これで、中村正志議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（白井二郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月19日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。

よって、明6月19日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、6月20日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時10分 散会